

令和2年12月7日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第2日）			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 橋 本 真 美	
	総務課副課長 針 長 幸 子	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	危機管理対策監 弥 永 正 一	
	建設課副課長 高 島 真 幸	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	
	住 民 課 長 扇 智 布 由	健康福祉課長 江 島 朋 子	
	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	教育委員会事務局長 中 島 洋	
	生涯学習課長 小 川 成 弘	文 化 課 長 宗 雲 英 則	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主事 松 田 望	

議事日程 令和2年12月7日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	8番 大川隆城	1. 幼児遊具の整備について 2. 堤土塁遺跡の整備について 3. 水害対策の進捗について 4. 町・財政再建へさらなる取組みについて
2	6番 原田 希	1. 中心市街地活性化事業について
3	4番 吉田 豊	1. 次期町長選立候補の意向は 2. ふるさと納税について 3. 防災対策
4	9番 寺崎太彦	1. 健康づくりについて 2. 財政について
5	7番 吉富 隆	1. 町内幹線水路について（関連） 2. 上峰町の中心市街地活性化事業について（関連） 3. 佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設について
6	5番 田中静雄	1. 上峰町のイメージソングの活用について 2. 農業の生産向上について 3. 上峰町、中心市街地活性化事業について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、8番大川隆城君よりお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。早速質問に入らせていただきます。

それでは、まず第1番目に、幼児遊具の整備について質問をさせていただきます。

以前、この関係につきましては、要望をした折には、ほかに優先すべき項目があるということで、まだ整備がなされていないように思います。

今、御案内のとおり、まだまだコロナ禍の中でステイホーム、なかなか外に出歩きにくい状況の中で、やはり家ばかりではできませんものですから、近場の遊び場に連れていって子供さんを遊ばせたいという親御さんが結構いらっしゃるようでございますので、中央公園に今大きな遊具がございます。そのそばに幼児用の適切な遊具がございませんので、新年度にむけてぜひ整備をしていただきたいということで質問をさせていただきます。

第2番目に、堤土塁遺跡の整備について質問をさせていただきます。

以前から、この堤土塁の関係につきましては、トイレの場所について問題がございまして、今のトイレの場所が不適切であり、移設すべきだと随分と指摘もあっておったようでございますが、この移設先については、時間かけて協議をなされたかと思しますので、その結果はどういうふうに出たものか、お尋ねをしてみたいと思います。

第2番目に、この堤土塁の現状におきましては、ほとんどと言っていいほど、外からの見学に来られる方がいらっしゃらないような気がいたします。ですから、やはりせっかく貴重な遺跡でもございますので、皆様方に御覧になっていただきたいということで考えるわけですが、そういうふうに皆様がお立ち寄りいただけるように工夫をしてやるべきじゃないかと思っておりますので、どういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

第3番目に、水害対策の進捗について、この件につきましては、毎回お尋ねをしてみっております。これまでも私は、この関係については、全庁的に調査をして、このいろんな施策をするにしても、町全体の調査をしたことをベースとして施策をしていくべきじゃないかという考えでおりますが、具体的にどういうふうにお考えになっておられるのか。新年度にむけてどうお考えになっておられるのか、お尋ねをしてみたいと思います。

第2番目に、これまで町内1級河川については県の管理でございますが、その整備については、しゅんせつをしてほしいということでの要望をしてみいってございましたが、なかなかこれも簡単にはいきそうにございません。そういうときに、せめてしゅんせつが無理ならば、河川内の樹木やヨシの伐採を取り組んでもらいたいということで要望していきたいというふうなことでお示しをいただいたこともございました。そういうことで、県に対して要望をされている。そして、その県の対応についてどういうふうに現在動きがあっているものか、お尋ねをしてみたいと思います。

また、今年残念ながら災害が何か所か発生した中で、この1級河川に関する場所といたし

ましては、切通川の堤地区の道路の陥没、また、同じく切通川井手口地区の堤防越水、また、六地藏川左岸の護岸の未整備ということでございましたが、この関係について、その後の進捗がいかに進んでいるか、お尋ねをしてみたいと思います。

第４番目に、町・財政再建へさらなる取組みについてということでお尋ねをしてみたいと思います。

これまで、10年前は、皆さん御案内のとおり、町の実質公債費比率23.7%、償還しなければならない額として約125億円、これが町の借金ということでありますけれども——と大変きびしい状況下にごございましたが、それから、今日約10年間の間に、現在は約50億円ほど減額となっております。これにつきましては、町執行部の皆様方大変なる御努力、そしてまた町民の皆様の御理解と御協力のおかげでありますことは言うまでもないことでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、町・財政がきびしくなった事について、当然どこに原因があったかということ調査されたかと思えますけれども、その要因としてはどういうことだったかと思われるのか、お尋ねをしてみたいと思います。

また、第２番目に、約50億円減額になったといえども、まだまだ多額の償還額がございます。これについても、さらに今後取り組んでいくことが必要でございますが、今後の取組についてどういうふうにお考えなのか、お尋ねをしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の１番、幼児遊具の整備について、質問要旨、中央公園に幼児用の適切な遊具がないので、新年度にむけて、是非整備してもらいたい、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

皆様おはようございます。大川議員の質問事項１、幼児遊具の整備について、質問要旨１、中央公園に幼児用の適切な遊具がないので、新年度にむけて、是非整備してもらいたいという質問について答弁いたします。

上峰町中央公園内は、多目的グラウンドやちびっこ広場、高齢者向けのシルバーパークなど、利用者や目的に応じてエリアが分かれており、これまで町内外の皆様方に安全に楽しんで利用いただいているところでございます。

その中で、ちびっこ広場内に２つの複合遊具を設置しています。主に小学生以上の児童を対象とした大型複合遊具と、主に３歳から６歳の幼児を対象とした小型複合遊具がございます。

議員に御質問いただいた幼児用遊具の設置については、小型複合遊具を設置しており、その周りには散歩やボール遊び、駆けっこなど親子で楽しく触れ合うことができる天然芝生のエリアを設けています。

平成30年第2回定例会におきまして、議員より同様の御質問をいただきました。生涯学習課といたしましても、近隣自治体の遊具施設の状況を把握し、この間、検討を続けてまいりました。3歳未満の低年齢児につきましては、発達段階から一人遊びというよりも、保護者が寄り添いながらスキンシップを大事にした関わり合いが必要かと考えております。まずは低年齢児につきましては、3歳以上の活発に動き回る子供たちと分離し、安全性を最優先した芝生エリア内のふれあいスペース的な区画を確保していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいまは課長のほうから、芝生エリアを確保していきたいということでございました。もちろん芝生上で遊ばせる、当然それもよろしい、必要なことかと思えます。ただやはり、それで親御さん、保護者の方と触れ合う、それでももちろんいいんですが、それに加えてやはり、せめて幾つかの遊べる遊具なんかあったらなおさらいいんじゃないかという思いがするわけですよ。

先ほども近隣の施設を調べたとおっしゃっていましたから、お隣のみやき町のキッズランドですかね、あそこも当然お調べになったと思いますけれども、あそこも今言う大きな遊具もございますし、それに加えて小さい子供さん、幼児用の遊具もあって、結構あちこちから集まって遊びに来ておられます。上峰からも結構行っておられますよね。

そうすると、さっきもちょっと触れましたが、コロナの関係で、なかなかあそこも制限されたりということを知っていたわけなんです。そうすると、やはり上峰の方があそこに行こうとしてもできない場合も出てきているんじゃないかという心配もあるわけですよ。ですから、今町内では、おたっしや館の近くしかないものですから、だからあそこに、せめて小さい子どもさんたちが芝生の上はもちろんですけれども、遊べる遊具をぜひ設置してもらえれば、これまたお若い保護者の皆さん方が安心してあそこで子供さんたちを遊ばせて、一緒になってできるんじゃないかという思いがするものですから、ぜひお願いをしたいということと考えているところであります。

その辺、もう一度御答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（小川成弘君）

ただいま大川議員より、幼児の遊具につきまして整備ということで御質問をいただいているところでございます。

幼児用の適切な遊具整備をぜひ整備してもらいたいということでございますが、低年齢児の遊具につきましては、3歳以上の活発に動き回る子供たちと分離して、芝生のエリアを確保した上で、安全性を最優先とする遊具施設の設置に向けまして、保育専門家等の御協力をいただきながら、令和3年度予算化へむけて取り組んでいきたいというふうに考えていると

ころでございます。

以上でございます。

○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。大川隆城議員の御質問に私からもお答えしたいと思います。

課長が答弁しましたように、中央公園ちびっこ広場は、小学生以上を対象とした大型遊具と、3歳から6歳、幼児対象の遊具施設の設置となっております。

保育専門家によりますと、3歳未満の低年齢児は、一般に大人に寄り添いながら体を動かすことが基本であり、様々な遊具を必ず必要とするものではないと。しかし、だんだんと大人のもとを離れて友人との遊びへ発展していったり、あるいは遊具遊びへと関心が高まっていくという段階であると。

したがって、発達段階に即した適切な遊具との出会いが大切であると、そのような助言もいただいております。これがこの間、私どもが検討していった上での根拠にもなっているわけですが、そこで、都市公園における国土交通省指針に照らしまして、中央公園内の天然芝生を利用した低年齢児の安全なエリアの確保、そこに安全性を優先した低年齢児用の複合施設、複合遊具を設置するという方向で保育専門家等の御助言を仰ぎながら、令和3年度中の予算化にむけて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、現存の3歳以上幼児を対象とした小型複合遊具、あるいは小学生以上を対象とした大型複合遊具につきましても、設置から20年近くが経過しております。その都度、メンテナンスを行いまして修理等もしてきたわけでございますが、老朽化の状況は否めません。

今回の低年齢児用のエリア並びに遊具設置を機に、子ども広場全体を見直しまして、各発達段階に応じた公園エリア群となるような、保育専門家とも連携しながらコースを立てて、全面リニューアルの方向で令和3年度、いわゆる肉づけ予算において予算化をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、大川隆城議員の御質問に答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

ただいま教育長から来年度にむけて具体的な示しをいただきまして、大変うれしく思っております。本当に先ほどおっしゃってもらったように、幼児関係だけでなく、あそこの遊具全体を見直して、それぞれの年齢層に合わせて、またよりよいものを設置してもらえれば、これまた皆さん大変安心して遊ばせることができるということで、喜ばれることは間違いのないと思います。

おかげさまで、今度の行政報告でもございましたように、人口が徐々に増えつつありますよね。今回の報告では52名ほど増えたという報告がございました。

御案内のとおり、町内住宅が結構あちこちに増えてきております。アパートも増えていきます。また戸建ての住宅も増えていきます。そして、そこに大体若い層の皆さん方がおいでいた

だいております。ということになりますと、やはり子供さんもまた増えていくんじゃないかという期待をしておるわけでございますので、そういう皆様方が子供さんたちを安全に安心して遊ばせる。そして発達をできるようにするために、やはり先ほどおっしゃってもらったような施設がぜひ必要だと思いますので、どうぞ十分また協議、検討をなされるかと思いますが、皆様方が喜ばれる施設が整備できますことをよろしく願いいたしまして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の2番、堤土塁遺跡の整備について、質問要旨の1番、以前からトイレの場所が不適切であり、移設すべきと指摘されていたが、移設先について結論は出たのか、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（宗雲英則君）

皆様おはようございます。大川隆城議員の質問事項2、堤土塁遺跡の整備について、要旨1、以前からトイレの場所が不適切であり、移設すべきと指摘されていたが、移設先について結論は出たのかについて答弁いたします。

堤土塁のトイレに関しましては、平成30年第2回町議会定例会、平成30年度決算特別委員会で御指摘をいただいております。その後、佐賀県地域文化・スポーツ交流局、文化課、文化財保護室と協議を行いました。史跡の範囲内に移設するには、まず県と協議し、内諾をいただいた後に史跡の現状変更申請書を提出し許可を受けなければなりません。許可が下りた場合には試掘調査を行いますが、遺構、遺物が発見された場合には、記録保存のために本調査を行います。

試掘調査、または本調査の結果により、移設の許可が下りた場合に移設できることとなりますが、移設するに当たって、浄化槽設備では排水が切通川に流されることになり、地域住民からの反対が懸念されますし、下水道設備を完備するには多額の費用が必要となります。しかし、議会等での長年の御指摘でもありますので、公園入り口付近への移設のほうを検討しているところです。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

そうしますと、先ほど課長言われましたように、あその土塁遺跡のところに駐車場ということで五、六台か、それくらい止められるスペースがありますよね。その一角にというふうに捉えておっていいわけでしょうか。

その辺、まだ正式には決まっていなくても、大体予定はあの辺だというのがもし示ができればちょっとお願いしたいと思います。

○文化課長（宗雲英則君）

大川隆城議員の駐車場の移設の場所でございますが、先ほどおっしゃられたとおり、2段目といたしますか、上の段ですね、橋がかかっている部分、あそこに五、六台止まるかと思しますので、そちらのほうへの移設を今考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員の御質問に私から答弁したいと思います。

この件につきましては、文化財遺跡として、トイレの必要性、一方では、文化財保護の観点からの制約がございまして、また、地域の要望や御意見等の関係もありまして、教育委員会としましては、これまで八藤遺跡と合わせた総合的な文化財保存整備の中でトイレ整備を行っていく旨の方向性を持っておりました。なかなかそういうことがありまして進まないという状況もあったわけでございますが、しかし、この間の議員御指摘、あるいは県文化課、文化財保護室との協議や地域からの意見聴取等を踏まえまして、検討しました結果、先ほど課長も答弁しましたように、この機に一步步を進めようというふうに考えております。

具体的に申せば、令和3年度には堤土塁遺跡公園入り口付近、先ほど来出ております、入り口の横にあります駐車スペースの部分ですね。そこに水洗トイレを設置するというものに向けた試掘調査を開始しまして、その結果、県との協議などを経てトイレ設置実現を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

この堤土塁遺跡のトイレの問題も、一歩進んで解決の方向に向かっているということを開きまして安心をいたしました。

先ほど触れましたように、土塁を見学に来られる方がなかなかいらっしゃらないというのも、1つはそういうトイレの関係とかもひょっとしたらあったかもしれません。ですから、やはりおいでになる方がより見学とかされやすいように、環境整備は当然しなくちゃならないと思いますので、それこそさっきおっしゃったように、ぜひ早めにそれができますようにお願いをしたいと思います。

何と申しましても、今、鎮西山の整備もスタートをしておりまして、やはり鎮西山とあの地域一体となって連携して、皆様がおいでいただくように整備していくことが当然必要かと思しますので、どうぞよろしく願いいたしまして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、現状ではほとんど気づかない人が多いが立ち寄る人が増える工夫をするべきではないか、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（宗雲英則君）

大川隆城議員の質問事項2、堤土塁遺跡の整備について、要旨2、現状ではほとんど気づかない人が多いが立ち寄る人が増える工夫をするべきではないかについて答弁いたします。

堤土塁の整備としましては、平成30年度に版築土層展示施設覆い屋と遺構壁面の復旧、改修を行い、町広報紙でも周知を図りました。しかしながら、見学者の増加にはつながりませんでした。

議員御指摘のとおり、堤土塁の所在場所に気づきにくい状況が主要因だと思われます。町では、町設置の既設の看板の見直しを検討しており、堤土塁を含む各遺跡の看板につきましても、併せて斬新で見た人に興味を与えるものへの検討をしていきたいと考えております。

また、県公式スマートフォンアプリ「SAGATOCO」にスタンプラリーコースが配信されることになり、本町町内の遺跡・史跡などをチェックポイントとして巡るコースが12月20日に配信される予定のようです。配信が開始された際には、多くの人に立ち寄っていただくことが期待されると思っております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

先ほどありましたように、県の関係にも載せてPRができるということであれば本当うれしい限りであります。

ただ、そう言いながらも、現場を見てみますと、実際に現物が残っているというのがそんなに大きくありませんよね。それこそ両手を伸ばしたぐらいですかね、現物は。そうすると、そこに説明板もあります。ただ、そこに来なければ分からないし、来た人の感想を聞くと、「あら、これくらいのもん」というふうな感じを言われる方と、たまたまお会いしたときなんか言われた経緯もあったわけなんです。

ですから、そういうふうで、PRするためのいろんなツールを使うことももちろん大事ですが、現場を見たときに、ああ、こういうものかというふうに皆さんが御理解いただけるためには、私の個人的な意見ですけれども、その現物がこれだけ残っているのに、プラスしてもうちょっと作り物だけれども、少し延ばして、せめて10メートルか20メートルかそれくらいやって、こういうものだったというのを目で見て分かっていたいただくこと。それと同時に今度は、説明板には書いてありますが、それをもっと分かりやすくと言うと、それを例えば、周りに少し壁みたいなやつ、板塀でも何でもそれはいいかと思えますけれども、そこに、この土塁というのは鎌倉時代の元寇襲来の折に、その防衛ラインとして設置されたということの関係をより分かっていただくように、絵でも描いて、図示して示せば、ああ、こういうものだったのかと、より分かっていただけるだろうし、今度は道路からだって、こういうものだというのが分かるようにすれば、なお皆さんが関心を持ってそこにお立ち寄りしてもらえんじやなかろうかというようなことも個人的には思っております。

ですから、先ほど言われたいろんなツールを利用してももちろん結構ですが、それに加えて、現場のことについてももう少し工夫をして、皆さんが関心を持ってもらうような手だてを考えていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○文化課長（宗雲英則君）

土塁の公園の中身のほうの整備でございますが、そうですね、せっかく集客できても見ていただいた方に共感いただいたり、感嘆していただけないようでしたら、公園として史跡を見せているということの意味が薄れてしまいますので、中身の見せ方についても逐次検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

何といいましても、堤土塁も大切な遺跡でございます。それこそほかにはないものでございますから、やはり皆さん方によりきちんとした形で御理解いただきたいということでもございますから、やはりもっともっと皆さんが足を運んでいただけるように、今、課長答弁いただいたように、いろんな面でその工夫をしてもらいながら、皆さんが、さっきも言いました鎮西山においでの際には、帰りには必ず寄っていただくよ、そして八藤遺跡に寄っていただくよというふうに思ってもらえるように、その辺の工夫もぜひお願いしたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、水害対策の進捗について、質問要旨の1番、質問するたびに全町的調査が必要との答弁があるが、具体的示しがない。新年度にむけてどう考えるのか、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

皆様おはようございます。

私のほうからは、大川隆城議員の質問事項3、水害対策の進捗について、質問要旨1、質問するたびに全町的調査が必要との答弁があるが、具体的示しがない。新年度にむけてどう考えるかという御質問に対しお答えいたします。

まず、水害対策としては、現在、佐賀県で進められています切通川の河川改修や、今後、事業の計画がございます外記ため池の整備事業などにより、大字坊所地区の広い範囲で改善が見込まれるものと思っております。

事業完了までの間については、地域住民との情報共有や連携を図るとともに、関係機関への早期完了に向けた要望などを引き続き行っていきたいと思っております。また、調査が必要と認識している区域については、内水被害の軽減に必要な対策や道路のかさ上げなど、被害の低減を図るための有効な手だての順序立てを行う必要があることから、効果的な調査、

測量などとなるよう、新年度に向けた準備を進めていきたいと考えております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○８番（大川隆城君）

ただいまは調査を実施するという方向での示しがあったかと思います。やはり何と申しましても、全体的にどうかということを押さえんことには、そこそこだけをちょこちょこっとしても、じゃ、そこがよかったけれども、ほかがまた被害が出たら何ともなりません。ですから、やはり全体的な調査をして、きちんと押さえた上で手だてをせんといけんと思うわけですよ。

前は町長からポンプ車のお話とかもいただきました。そういうことも含めて、やはり調査をきちんとした上でしていかないと、効果が半減したりしたら意味ありませんから、ぜひ新年度入ったら早々に調査をしていただくようお願いをいたします。

一応この項はそういうことで、前に進んでもらえれば、またその都度お聞かせをいただくかと思いますが、本当に今おっしゃったとおりに、ぜひスピード感を持って取り組んでもらいたいということを申し上げて、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の２番、町内１級河川整備への県の動向はどうか。また今年発生した災害ヶ所の復旧への進捗はどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

私のほうからは、大川隆城議員の質問事項３、水害対策の進捗について、質問要旨２、町内１級河川整備への県の動向はどうか。また、今年発生した災害ヶ所の復旧への進捗はどうかという御質問に対し、お答えいたします。

まず、切通川の河川改修につきましては、現在、中津隈橋の架け替え工事及び未買収用地の取得が進められているところでございます。

しゅんせつや伐木などの維持管理については、必要に応じて予算要求を行っていくとのことで、特に六地藏川護岸の未整備区間については、優先度を高めて対応していただけると伺っているところでございます。

また、本年発生しました切通川堤地区の護岸裏の土砂吸い出しによる陥没箇所の災害復旧の進捗については、災害査定等を終え、先月施工業者が決まり今年度の完了見込みと聞いているところでございます。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。（「井手口の越水したところは。東側の越水地区、切通川の」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

それ答弁をしてください。

○建設課副課長（高島真幸君）

先ほど言われたのは、昨年被害を受けた箇所の下流側の2か所陥没している箇所のことだと思って答弁させていただきます。

そちらにつきましては、当該区間のしゅんせつと合わせて、維持管理の中で復旧を行うということでお伺いしているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

順序が逆になりますけれども、六地藏側左岸の護岸関係については、新年度優先的に取り組んでもらうようになっていると。それから、堤の道路陥没関係については、今年度中には完了予定、また、井手口の堤防越水のところについては、今おっしゃったように、現在改修したところの下流のほう、20メートルぐらい下流ですかね、2か所ほどほげていますよね。あれも含めて当然してもらおうと思いますが、それについては具体的にいつ頃どうだというのがお示しできればお聞きしたいと思います。

というのが、何でそれを言うかということ、今年例の大雨のときに、去年災害、越水災害を受けたところが再度また崩れた経緯がありますよね。ですから、急いで早くしてもらわんことには、また2次、3次となったら大変だから、ましてや今度は箇所数が増えていますから、なおさら早めに取り組んでもらわんといかんという思いがこの前現地見てきて思いましたから、その辺いつ頃までにはどうかという具体的な示しができればお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○建設課副課長（高島真幸君）

大川隆城議員の御質問で、箇所的には切通川の井手口もしくは下津毛ということで、昨年度被災箇所の2か所、下流側に2か所を把握しています。こちらにつきましては、先ほど言いましたとおり、しゅんせつともに復旧していくということで、来年度の早い段階としかまだ伺っていないところでございます。それ以上、答弁のほうは把握しておりませんので、控えさせていただきますと思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

さっき言いました箇所については、来年度の早い段階にというふうに県から示しがあっているということでありますが、これも、これまでも、あなたもそうだろうけど、私たちも早くお願いしますと言っていつ頃と言いながらも、最後は予算の関係、これやってということで、遅くなることが往々にして多いわけですよ。そうすると、さっきも言いましたように2次災害的なこととか出てくる可能性も大いにあります。ですから、傷は小さいうちに手当したほうがいいわけですよ。ですから、来年度の早い時期には本当に来年度早々でもしてもらうように強く要望をしていただきたいと思います。

それと、先ほどもちょっと触れましたが、今までは県に陳情にお邪魔をさせていただいて、泥土がたまっているからしゅんせつをという話をしてお願いした経緯があるけれども、なかなか簡単にはいかないと、大変だというふうな話もあったものだから、じゃ、せめて河川内の柳の木等が生えている、またヨシがいっぱい生えている、そういうものの伐採からでも取り組んでほしいと、要望してもらっていると思いますが、その辺についての県の示し、回答はどんなふうですか、ちょっとお聞かせください。

○建設課副課長（高島真幸君）

大川隆城議員の県管理河川の維持管理ということで御答弁させていただきたいと思います。

現在、町内の県管理河川につきましては、年に1か所または2か所のしゅんせつや伐木が行われているところでございます。

今後につきましても、東部土木事務所に、これまでも何度と電話、もしくは訪問により私のほうも要望活動をやっております。そのときの御回答としては、河川全延長することは難しいということとは当然言われました。ですので、ポイント、箇所を絞って重要部分、もしくは伐木が必要な部分というのを町としてリストアップをして計画的にやっていきたいということで御回答をいただいているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

これまで、この関係でやり取りしたことを振り返ってみますと、井柳川関係が県の事業で取り組んでやっていますという話が前回まで出ていましたよね。実際どこまでしたかと言うと、上峰内は何でんまだしらんじゃないですかね。みやき町の旧三根町内の、私が確認したときにはえみて水門のところから向島辺りまではできておったけれども、その後もっと早く北に上ってしてくださいよと言ったら、今度はまたえみて水門のところが泥がたまっていますけん、そればしゅんせつせんといかんですからみたいなことで、あの範囲を上ったり下ったりしているような感じで、上峰町のほうには全然来ていないけんですね、井柳川の改修と言われるが、上峰町には全然いい影響といいますか、届いていない。ですから、もちろん下の泥土がたまりやすいことは分かっていますけれども、そっちの除去をしながら、ぜひ北のほうを、上峰町内のほうにもしゅんせつなり何なりしてもらえるように、もっと強力にお願いしてください、お願いします。

それと今、碓の切通川の右岸堤防をずっと補強で堤防の裏側、それと今度は堤防上を舗装できちんとずっとしてあって、今の八枚、江頭鉄工所から東に突き当たった堤防、あの辺までぐらいしてあるようですね。ただ、おっとどっこい残念ながら、河川内のヨシ、柳の木、全くそのまま。ですから、もちろん堤防の補強は当然必要です。といいながら、やはり早く水が下流に流れていくようにするためには、どうしても河川内のそういう障害物となる木とかヨシとか、伐採だけでも早くしてもらえれば随分と違うわけですよ。ですから、さっきも

言いましたように、しゅんせつがなかなか無理ならば、それだけでも早くしてほしいと。せつかくあそこの堤防補強をしてあるならば、それと並行してでもしてもらえればよかったんじゃないかなと現場見てきて思ったわけなんですけど、とにかく要望はし続けないと県はなかなか範囲が広うございましてという話をするから、なかなか進まない。だからそれをいかに町内の整備の関係で、県に対して要望をし、それを実行させるかはあなたの腕次第かもしれませんが、ぜひますます努力いただいて、ぜひ進捗するように重ねて強くお願い、要望してこの項を終わりたいと思います。よろしくお願いしておきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、町・財政再建へさらなる取組みについて、質問要旨の1番、町・財政がきびしくなった事について、当然調査されたと思うがその要因は何だと思われるか、執行部の答弁を求めます。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様おはようございます。私のほうからは、大川議員の質問事項1、要旨の1についてお答えをいたします。

お答えの前に、質問の要旨の文脈のほうで、現在のことと理解をいたしておりましたので、まずもってその答弁をさせていただきます。

財政状況の分析に関しましては、毎年度の決算終了後、国内全自治体共通の財政指標を算出するために、地方財政状況調査の提出が求められております。当該調査や普通交付税算出資料により、財政力指数や実質公債費比率、経常収支比率など各種指標が算定をされまして、本町財政の実態の把握や累積された過去のデータとの比較が可能となりますことから、他の自治体と同様に、本町におきましても財政分析に関しましては、当該共通指標を最も重視いたしておるところでございます。

本町財政がきびしくなった要因ということでございますが、基本的には、平成21年度からの財政再建への取組が功を奏し、実質公債費比率も着実に改善をいたしており、また、平成27年度以降、ふるさと納税におきましても、国内上位の常連と呼ばれるまでになったことで、自主財源比率、こちらのほうも格段に向上をいたしております。

御質問の内容で、比較の対象や指標というものが特定し得ない中で、きびしいとか安泰であるとかいう御判断はいたしかねておりますが、再建初期との比較におきましては、さきに申し上げたとおりでございます。

今年度につきましては、コロナ禍にございまして、財政調整基金の取り崩し、こちらのほうも例年以上の規模となっておりまして、なお税収減、こちらのほうも見込まれるなど、懸念はもちろんです。

こちらのほうにつきましては、他の自治体も同様と認識をいたしておりまして、今年度を

含めて、きびしい財政運営が想定されるという点におきましては、本町も例外ではないというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁をいただきましたが、やはり、今現在は、先ほど申し上げましたように、皆さん方の大変なる御努力いただいた結果で随分と回復をして、財政事情もよくなってきたことは本当にありがたいことだと思っております。

そう言いながらもやはり、それをそういうふうになってはきているが、やはり振り返ってみてのいろんな要因があったからきびしくなったこともあり、それは当然反省しながら、そういうことがないようにせんといかんということで取り組んでもらっている結果で今があると思っておりますが、その辺について、今、課長から答弁いただいたが、町長からもよければ一言お願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

おはようございます。大川議員の御質問でございます。町・財政再建への取組、御趣旨を今お聞きしておりましたら、平成20年度の実質公債費比率が23.7%ということでございました。こうした非常に九州・山口でワーストワンだという状況があった頃の要因と、きびしくなった要因についてのお尋ねだというふうに理解しております。

その平成20年度、平成21年度、将来負担比率、実質公債費比率が高かった理由は、これはかねてから申し上げております。下水道を整備したからだというふうに言う方がいらっしゃいますが、実際は財政融資資金法を根拠として、財政融資の貸し手として存在する財務省が融資先の償還確実性を確認する必要があつて、財務状況の把握を、そうした健全化判断比率の高い団体に対してヒアリング、そしてオンサイトで現地調査して、その要因分析をされております。

私が就任した平成21年度に、この点は上峰町財務状況把握の結果概要ということで、今日持ってきておりますが、お示しをされておられまして、その中に、債務高水準の要因ということで書かれてあります。建設債の割合が高い理由ということで書かれておりまして、建設債の残高が多い背景としては、平成12年度から平成17年度の間で大規模な公園整備事業、総事業費1,403,000千円、起債額597,000千円、公営住宅建設事業、起債額480,000千円及び地方道路整備事業等の大型投資を行ったことによるものと考えられると、これは明確に書かれてございます。また、積立低水準の要因ということは、項目もありまして、積立低水準の主な要因は、資金繰り目的による取り崩しであると考えられると。取り崩しの背景としては、交付税の減額補助費等の増、扶助費の大幅増などに伴う行政収支の悪化や地方債の現金償還額の増加などが考えられると。この点が債務高水準の要因、そして積立低水準の要因ということで、これはかねてから御説明をしてきたとおりでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま御答弁いただきましたように、財務省のほうの調査でそういう御指摘があつたということを踏まえて、それを反省してといいますか、そういうことを踏まえた上で徐々に努力をしていただき現在に至っているということだと思います。ですから、そういうことが今後当然、言うまでもなくないように心がけてもらっているということはそのとおりだと思いますので、そういうことが教訓としてといいますか、そういうことがないようなことで取り組んでももらえたらと思います。

それで、議長すみません、2番の項目に申し訳ないけど一緒に入っているでしょうかね。

○議長（中山五雄君）

いいですよ。

○8番（大川隆城君）

すみません。ですから、そういうことをきちんと踏まえた上で御努力いただいている。そういうふうにながら、また今後にもむけてもさらに取り組んで、今言う残りまだまだある程度ありますのを減額するようにせんといかんわけですが、その辺にむけて取り組むお考えはどういうふうにお考えか、お示しいただければと思いますが、お願いいたします。

○財政課長（坂井忠明君）

大川議員の質問事項1、要旨の2についてということでお答えを申し上げます

今後にもむけてということでございますが、まず計画中の中心市街地再整備などの大型事業に係る財政負担、また、新型コロナウイルス感染症の動向、ふるさと納税の先行き等々を注視しながら、併せてライフラインの保守など、計画的な事業遂行への対応も必要というふうに認識をしております。多少なりとも将来の財政負担の軽減につながるように、さらに堅固な財政基盤の確立に努めてまいります。

また、この数年来、100億円を超えるような予算規模となった本町ではございますが、本来の標準財政規模につきましては、約26億円というふうな県内でも極めて小規模な自治体の一つでございます。財政所管といたしましては、これまでどおり着実に身の丈に合った財政運営を継続してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今後にもむけても、本当にこのコロナの影響、これは全然考えていなかったのが、今回は本当にそれに対しての対応が大変多く求められているので、それで支出が増えてきたことは本当に残念なことでありますが、それはやむを得ない。それと今度は、これも先ほど触れられたけれども、今後は今言ういろんな施設の更新の関係がまた出てくることは間違いない。それもなかなか多額の額になるかと思いますが、その辺を踏まえて財政計画をしていかなく

ちゃんないし、また、先ほど言いましたように、減らすべきは減らしていかなくちゃいけないから、なかなか大変かと思います。しかし、そう言いながらも、それはやっていかなくちゃんないことでもあるものですから、ぜひまた再努力をお願いしたいと思います。

そういうことを踏まえて、最後に町長のほうから一言いただいて、この質問を終わりたいと思いますが、お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

多角的にいろんな財政指標を勘案しながら、町の財政の実態というものを、実像というものをしっかり把握する必要があると思っております。

現在の経常収支比率、あるいは早期健全化判断比率の4指標だけでは、実際今、現実がどういう状況かというのがしっかり見極められないというふうに私は思っています。

よって、債務が高水準、あるいは積立が高水準になったとしても、先ほどのような標準財政規模の議論で身の丈に合った規模が必要だという議論に落ち着いてしまうんですが、もっと精緻にですね。例えば、財務省が示している債務償還可能年数だとか、あるいは行政経常収支比率、標準財政規模に合った本当のランニング予算というのはここまでだという範囲を決めて、ふるさと納税については一過性でハード事業に充てていく。そういう視点で、床面積を減らして人口も減っていきますから、質を上げて面積を減らしていく、そういうストックの編成も必要だというふうに考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかく何を申しまして、やはり健全財政を維持するように努力していかなくちゃんないことは言うまでもないことでございます。ですから、それこそ皆さんで知恵を出し合って、いろんなアイデアを出し合って、それをうまいぐあいに組み合わせて対応をしてもらいたいということをお願い申し上げて、質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、10時45分まで休憩いたします。休憩。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

6 番原田希君よりお願いします。

○6 番（原田 希君）

皆さんおはようございます。6 番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これより一般質問を始めさせていただきます。

現在、ニュースとか、テレビとか、新聞ニュースでは、コロナの第3波ということで、各地で新型コロナウイルス感染拡大がまた広がってきている状況でございます。そういった意味でも、上峰町としてもしっかりと感染拡大防止の対策をまたさらに強化して進めていっていただきたい。また、寒くなって、これからインフルエンザの心配もあります。それから、これまでのコロナに対する事業者支援、農業者支援、住民の皆さんに対する支援、そういった事業を今やられているものも、スピーディーにさらに進めていただきたいというふうに思っております。ふだんの通常の業務に加えて、そういったところがまた職員の皆さんには係ってくるという意味では、なかなか大変な今時期ではないかというふうに思っております。

そこ踏まえまして、今回、ちょっと質問の項目を大きく1点のみとさせていただいております。大きく1番、中心市街地活性化事業についてということで、これについては町内の住民の皆さん全ての方が大きな関心を持ってある事業だというふうに思っております。

要旨の1番として現在の進捗はということで、議員の皆さんも、執行部の皆さんもそうかと思うんですが、あすこはどげんないよとかいと、もう多分、都度都度聞かれてるんじゃないかなというところで、毎回、議会ではこの進捗と今後のスケジュールということで質問させていただいております。前回ぐらいですかね、その前ぐらいからですかね、やっと目に見えた進捗が見えてきたというようなお話もさせていただいておりますが、また今回も新聞報道によると、新たに進捗が大きく見えたんじゃないかなろうかというような部分もありますので、そこ踏まえまして、現在の進捗はということでお尋ねをさせていただきます。

それから、要旨の2番として、今後のスケジュールはということでお尋ねをさせていただきます。

先日、民間事業パートナーが決定をされまして、共同開発協定を結ばれました。今後、合同会社等の設立というふうになっていけば、これからは本当にどんどん、皆さんがはっきりと分かる形での進捗というのが見えてくるんじゃないかなというふうに期待をしておりますので、そこら辺での今後のスケジュールはというところで質問をさせていただきたいと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、現在の進捗は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。原田議員の質問事項１、中心市街地活性化事業について、要旨の１に関して答弁をいたします。

10月9日を締切りにしておりました企画提案書の提出を経まして、選考会によります民間事業パートナーの事業者選考を11月9日に行いました。選考しました事業者様と12月3日に共同開発協定の締結を行ったところでございます。

なお、選考いたしました事業者様とは合同会社設立に向けた準備会を開催しておりまして、設立に必要な要件の整理であったり、設立後の事務などがスムーズに進むよう下準備を整えているところでございます。

また、10月30日に公募を開始いたしました共同事業パートナーの募集締切りを12月25日までとしているところでございます。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

民間事業パートナーが決定をして共同開発協定を結ばれて、これから合同会社の設立に向けての準備会ということで御説明いただきました。このL A B V方式でいけば、町が土地を提供して、その合同会社の意思決定に参加をするというような内容かと思うんですが、そこでちょっと冒頭でも言いましたけど、一番皆さん気になっていたのは、その土地の部分、これがいつになるかというような話を、これも議会が無償譲渡はいつかというような話があったいました。

新聞で先日ちょっと載ってたんですけど、無償譲渡について、これが確定しないと合同会社も進んでいかないというふうに思っておりますが、計画でいけば12月中にこの合同会社等の設立というふうになっていきますので、今年中にその部分は解決できるのかなというふうに思ってますが、要は無償譲渡についての進捗について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いわゆる寄附に関しましての譲渡といいましょうか、そちらのほうに関しての進捗状況ということでございますけれども、先般、新聞報道等でも出ておりましたように、その報道のとおりでございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

報道のとおりということであれば、今年中にはこの合同会社は設立ができるという理解でよろしいでしょうか。

○町長（武蔵勇平君）

開会後に議会運営委員会にお諮りをしまして、追加提案の予定にしております。8日に提案するというので、議会側と協議が調っていると認識をしております。

○6番（原田 希君）

またその、そしたら詳細については、提案後の議案審議等でも質問をさせていただきたいというふうに思っております。

ちょっと質問変えまして、今現在、共同パートナーの募集ということでやられていますけど、これについての募集の方法というのは、もうホームページのみということでしょうか。

実は——実はといいますか、以前からこの事業に関しては、住民の皆さん含めて町内事業者さん、行政と議会、みんなが一丸となってやるべきもんだというところでお話をさせていただきながらも、民間事業パートナーに説明会を踏まえて手を挙げられた方が、説明会に来られた数が減ったというやり取りの中で、ちょっとその情報が遅れたので、手を挙げるのを逃したみたいな話もあったかと思うんですが、やっぱり今募集中の共同パートナーさんも多くの町内事業者さんに関わっていただきたいという思いがあります。

ただ、そこでホームページのみの公表となると、そんなにみんながみんな毎日ホームページ見ているわけじゃないと思いますので、またこれも、あ、知らんやったなど、はよう言うてくれればというような話に、なるべくそういうのを避けたいというふうに思いますので、できれば積極的な呼びかけを行っていただきたいというふうに思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

くだんの件に関しましては、先般の議会の折にも、議員のほうから積極的にいろいろな媒体を使ってということでしたので、私どものほうでも、新聞のほうでも取り上げていただいているところもございますし、あとほかにも業界誌とか、そういったところでも取り上げていただいているということになっておりますので、単にホームページということだけではなくて、そういった広い媒体を含めたところで、こちらのほうからも積極的にアナウンスをしているところではございますので、折に触れる機会というのは格段に広がってるんじゃないのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

そうすると、現在、共同事業パートナー募集期間中ですよ。まだ締め切ってませんけど、募集に対する事業者さんの反応というか、参加意欲とか、そういったところ分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

個別具体的なことはなかなか申し上げにくいところではございますけれども、いろいろなところからお問合せはなされておりますし、実際にいろいろ書類の書き方だとか、そういったものの問合せもかなり増えてきているという状況でございますので、反応はかなりいいんだろうなというふうに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

以前もお聞きしたかと思うんですが、民間事業パートナー及び共同パートナーについては、一旦締切りをされた後でも、また再度その思いがあれば、それぞれに参加をできるということとで理解しとってよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

民間事業パートナーのほうは、もともと募集要項の中でも出入りに関しましては自由という形でしておりますので、定款のほうにもそういったかきぶりを記載するという事にはなっております。

共同事業パートナーのほうにつきましても、こちらのほうも一旦12月の締切りというふうにはさせてもらってますけれども、以後、合同会社が設立されれば、そちらのほうでの募集も可能というふうにはなっております。一旦、町のほうとしての募集は12月という形ですみ分けをさせていただきまして、その後は設立された合同会社のほうで、必要であればまた再度募集をかけていくというような形になるだろうというふう考えております。

以上です。

○6番（原田 希君）

前回だったと思いますが、このLABV方式での手法というのは国内初の事例ということで、なかなか、我々ももっと理解を深めていかないといけないなという部分もあるんですが、住民の皆さんから、皆さんよくどうなってるんだと聞かれていると思うんですが、そこ踏まえて分かりやすく広報等でお知らせをすべきだというようなお話もさせていただきました。

先ほど室長ちょっと触れられたかと思うんですが、そこの前回議会を踏まえて、どういった取組をされてきたかというのを、あれば教えていただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

このLABVという仕組みがちょっと分かりにくいというような御指摘かというふうに思っているかと思いますが、なるべく分かりやすく理解していただくといっても、全部をなかなか理解するとなると、それは結構な作業になるだろうなというふうに思いますので、観念的に理解できるような形の仕組みとして、新聞のほうに掲載させていただいたりとか、あるいは、今回も広報紙の中に入れさせていただいたりとか、そういうような形は取らせていただいておりますので、なるべく、言葉が先行するというよりも、どういう仕組みで、どういう形でやっていくのかということをおぼろげでも、観念的にでも理解できるような形で進めるようにしたら、どうしたらいいだろうかというような形の検討は常々させていただいているところでございます。

また、今後もいろいろと事業が進む中において、どういう形で発信していくかというのは、合同会社の中でもこれは検討していただくべき課題かなというふうに思っておりますので、

そういったところも皆様方に分かりやすい形で発信できるような形を心がけるように促していきたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

ぜひその部分については、都度都度そういったいろんな方法を考えていただいて、発信をお願いしたいと思います。このことについては、土地の部分の話ということをもう少し詳しくやり取りさせていただきたかったんですが、今回、明日上程予定だということで、そこを踏まえて議案審議等でまた質問をさせていただきたいと思いますので、このことについてはこれで終わります。

次へ進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

当面のスケジュールといたしましては、出資案件手続などを踏まえまして、速やかに合同会社の設立というものを目指していきたいと考えております。

さきに申し上げました準備会の中でも、進めておくべき事務などにつきまして協議をしております、コンセンサスを得るべく、協議を続けているところでございます。

設立後のスケジュールにつきましては、町が単独で示すのではなく、合同会社における協議を経て示すべきというふうに考えております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

今、室長のほうから、合同会社設立後、その合同会社の中での協議を経てのスケジュールが決定されるということでした。以前——以前というか、公表されていましたがLABV方式に関する民間事業パートナー募集要項、ここで事業推進スケジュールの予定ということで載ってる部分に関しましては、今、12月ですので、令和2年12月にLABV方式による法人の設立と、その後、令和3年1月から開発計画の策定を開始、それから、大体工事が令和3年の6月頃から開始という予定になってますが、この予定については、私としては合同会社ができれば、速やかにこの予定にのっとって進んでいくものだというふうに今まで理解をしてましたが、今の答弁では合同会社の協議を経て、そこで決まっていくということでしたが、ということであれば、このスケジュール、今、私が思ってたこのスケジュール感というのは、もう全く白紙ということでしょうか。

〇まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

白紙というよりも、一旦目安として掲げさせていただいたという程度の認識で御理解いただければというふうに思っております。実際、町のほうで、例えば、いついつ何をします、いついつ何をしますというスケジュール感を出したとて、そこが結局合同会社の中で、仮に民間の事業者様方が、例えば、町ではこんなふうに考えているけれども、もっとこういう工事、こういう設計、あるいはこういうやり方をすればもっと期間短縮できるのにと、でも、町がもう既に公表しちゃってるから、それでやらなきゃいけないよねなんて話になるのが一番合同会社の自主性を阻害してしまうんじゃないのかというようなふうな形で考えております。

ですので、そこは民間のノウハウを活用するというのが一つの考え方ではございますので、そこでよりよく、しかもスピーディーにできるようなやり方であるのであれば、私たちの知らないやり方がひょっとしたらあるかもしれません。そういう知見を持っているのかもしれませんが、そういったところを活用するためには、合同会社の中でしっかり町も意見を出しながら、そこで協議をしたその結論に基づいてスケジュール感を出していくのが一番いいのではないだろうかというような考えの下に申し上げているつもりでございますので、決してほかに意図があるものではございませんので、そういった形で御理解いただければ幸いです。

以上です。

〇6番（原田 希君）

合同会社ができれば、もうこれからは早く、スピーディーに進んでいくという理解をしておりますので、ぜひ、民間のノウハウを使えば、そういった工期も短縮できてということは十分期待をしているところでございます。

とにかく今の現状ですね、あの状況を何とか早く解消したいという思いは、これはもう皆さん同じだというふうに思いますので、そこはしっかりとやっていっていただきたいなというふうに思っているところでございます。

先ほど同僚議員の質問の中でもありました、今後、まずは出資というところで、明日追加で出される——出資というか、土地ですね——の部分で出されると思います。まずは町が土地を出資して、この会社に意思決定に加わっていくという流れになっていると思いますが、その後、いろんな工事だ何だ計画が進むにつれて、町の財政的な部分、町がお金を使っていくということも十分考えられるし、また、その部分がはっきり、このぐらいかかりますよみたいな話は今まで実際あってないので、あれだけの規模の開発をするのであれば、莫大な費用がかかるんじゃないかみたいな心配をされている方も結構いらっしゃいますし、私自身もそういう現状、世の中がこういったコロナの対策で、予定してなかったそういった対策費とかも使っていかなければならない。今後、これがいつ収まるか分からない中で、本当にそこ

の財政的な部分というのは私も心配するところでございます。

先ほど、基本的にこの事業に関しては、ふるさと納税を充てていくという話だったと思いますが、先ほど同僚議員とのやり取りの中では、一時的なハードの部分というようなお話もありましたが、そこら辺の財政的な負担の心配があるということを踏まえて、どういったふうにそこら辺考えておられるか、御質問をさせていただきます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いろいろ考え方はあります。イニシャルであったりランニングコストの部分であったりで、町が全く負担をしない状況というのではないといいたいまいしょうか、ある程度支出は想定できるだろうというふうには考えております。ただ、どういう形でしていくのかというのは、まさに今後議論していくところではあるかと思えます。

ただ、実際の開発に関しましては、これもやり方はあるんですけど、プロジェクトファイナンスという方法が一つメインになるだろうというふうに思っております。これは、例えば企業さんとかがですね——これは合同会社も企業になりますので、プロジェクトにおきます資金調達を行う際に、そのプロジェクト自体から生じるキャッシュフロー、これに基づいて資金を調達するというやり方になります。通常の融資の場合は、いわゆる皆様方といいたいまいしょうか、一般の企業さんであったり、事業者さんであったりというのは、いわゆるコーポレートファイナンスに頼ってやっているところが多いんだろかなと思います。

このコーポレートファイナンスというのは、いわゆる信用力、担保の価値、こういったものに関してやるやり方になるんですけども、それとは異なるというようなやり方で、ノンリコースファイナンスのような形のものを想定しております。ですので、そういったものができる金融機関と接触をして、そういった金融機関のほうから資金調達をしていくというのが一つのやり方。

また、インパクト投資という社会解決課題をするための、いわゆる投資を募るというやり方もございますので、そういったものも私ども検討しているところでございますので、幾つかそういった形で資金を調達する手法といったものも、既に事務方の協議の中でもんでいくような形になっていっておりますので、そういうところもございますので、資金に関しては調達方法含めて、多角的な角度から私ども検討しているというようなことで御理解いただければと思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

様々方法ある中で、最終的には合同会社の中で協議をして意思決定されていくというふうに思いますので、やっぱり何回も毎回言ってますけど、この事業に関してはみんなで作っていかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、都度、議会ともしっかりと情報共有、協議をしながら、そしてまた住民の皆さんにも都度都度発信をしていただきながら進め

ていけたらというふうに私思っていますので、ぜひそういった対応をお願いしたいというふうに思っております。

ちょっと早いですけど、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「一言お願いします」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

住民の皆様方の御意見を聴く機会がございまして、いろいろ中心市街地に対する期待の大きさというのを感じております。できるだけスピーディーな対応を心がけていきたいと、L A B Vの構成員としても、行政も入っておりますので、意思を表明していきたいと考えてます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

4番吉田豊君、お願いします。

○4番（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。4番吉田です。それでは、通告順に従いまして質問をさせていただきますと思います。

まず、質問事項といたしまして、次期町長選に立候補の意向はということで、質問要旨の1、町長選立候補するのか、しないのか、その項目で挙げております。

先日の佐賀新聞の報道によりますと、三好浩之氏は正式出馬表明をされましたが、武廣勇平町長においては、立候補については確実視はされているけれども、まだ出馬の表明がなされていない。

そんな中で、実は最近になって学歴詐称の問題がクローズアップしております。学歴詐称という非常に重要な問題でございますので、出馬表明よりも、むしろそちらのほうが私にとっては重要ではないかというふうに思いますので、詐称があるのかどうか、一言でよろしゅうございますので、お答えをいただきたいと思います。

それから、意思表明の時期についてはいつかということで、少なくとも年内には表明すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

2番目といたしまして、ふるさと納税についてということでお尋ねをしております。

質問要旨として、ふるさと納税の年度別収支内訳の公表ができないのかどうか、これについてもいろいろと毎回一般質問等でも取り上げてありますが、なかなか町民の皆様方にも、幾ら入って幾ら残っておるのかということも分かってないというふうな町民の皆さんからの意見でございますので、できたら年度別の収支内訳の公表をしていただけたら町民の皆さん

も安心されるだろうと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

それから、3番目の防災対策ですが、今年の9月定例会議で要請した冠水道路の避難道路の確保ということで、全体計画を出してくださいということで、9月に定例議会で要請をしたわけですが、今日のところ資料が出てませんので、この冠水道路におけるところの避難道路の確保をどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、次期町長選立候補の意向は、質問要旨の1番、町長選立候補するのか、しないのか、この中で学歴詐称も出ておりますということで、これは大きな問題ですから、一言答弁のほどをということで要望がっておりますが、ひとつよろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

表明の意思の確認というよりも、むしろ詐称の話をお尋ねになられたと理解をいたしておりますが、それでよろしいですか。——学歴について、私が一番最初に就任したときも同様の議論があり、マスコミの皆さん方が私の選挙事務所まで来られて、そういう話があるということで、そのときは学位記をお見せしました。では、そういうことでしょねということで理解をされたらと思っていれば、今度は令和会という団体が、ピンクのビラで私の学歴詐称があるかのような表現で書かれております。

こういうフェイクニュースがキャンペーンとしてされることは本当に、非常に愉快ではないことでありまして、よって、証明書を私もちゃんと取り寄せて、町としてしっかりとそういうのを把握し、しっかりと検証すると、調査するというような機関の設置をしっかりとしていきたいと思っております。

公職でありますので、議員の皆様方も町民の皆様方に選ばれる立場ということもありますので、この点はぜひ御理解いただいて、二度とこういうフェイクニュースでキャンペーンがですね、確かに選挙ですから、そういう合戦になりがちな雰囲気はあると思いますけども、そうしたことがないようにしていかなければいけないというふうな気持ちを持ってございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

こういうようなチラシなんですが、これについては2020年の10月吉日という形でチラシが町内に——全戸ではないようですが、町内に配られたようです。町長も承知されておるようなお言葉でございますが、このチラシによりますと、疑問その2として、学歴の証明について取り上げられていますが、どこの誰かが明記されておりません。したがって、公職の身である町長はもちろん、副町長、教育長、さらに私たち10名の町議会議員、それに公務員であ

ります、ここに出席しておられる各課長外職員全てのですね、これも公務員ですので、この学歴の詐称があつては絶対ならないような問題だと私は思います。

したがって、しがらみのない弁護士を含んだ第三者調査委員会を設置していただいて、くまなく調査を行って、町民の皆様に公表すべきものだと私は確信しております。

学歴詐称なんてあつてはならないことです。町長は十分な調査を行い、町民の皆さんに報告する説明責任があると思いますので、第三者委員会を設置してでも速やかに調査をしていただけるかどうかを重ねてお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

議員の皆様方は議会の判断だと思いますが、私特別職、そして、公務員とおっしゃいましたが、一般職はいかかなものかなと思います。今提出はいただいております。ただ、その点もしっかり、そういった詐称等がないものが前提になりますが、証明書の提出を検討したがいかなというふうに考えております。

ただ、私の場合で申し上げますと、学位記を提出、一部マスコミの皆さんにお見せして、これが改ざんされてるというような形で言われてる可能性が、あのピンクのビラを見ましたら思われるわけです。学歴証明書も同様に改ざんしていると言われれば、これもうずっとこの話題がループさせようというふうな意思を持てばできちゃうわけですね。

だから、そういったことがないように、徹底的にやっぱりこの点は、今後こうした問題が拡散するようなことがないようにしなければいけないなど、その方法をしっかり考えていきたいと考えてございます。

○4番（吉田 豊君）

私が調査対象を役場職員全員とした理由について、一応私の考え方を申し上げたいと思います。

役場の組織を家庭に置き換えると、町長は一家のあるじですね。大黒柱。副町長が家内——奥さんの立場になると思います。職員の皆さんは、いわゆる町長の子供に当たると思うんですね。子供に何か問題が発生した場合、あるいは問題を投げかけられたような今回の場合のようなときには、私としては一家のあるじである町長が体を張ってでも職員を守る、そういう縦の関係は当然あるというふうに認識したもんですから、職員まで全て明らかにして、そして、町民の皆さんに、そういうことはあつてはならないことから、私はないと思うんですけど、こういうふうなチラシが配布された以上、町長は責任を持って説明責任を果たしていただきたいというふうに思ったから、職員までやるべきじゃないかという私の考えを申し上げたところです。それについて、あと町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

よく分かりました。公職、まず特別職が、議会の皆様方も我々も選挙というものを通じて選んでいただいている立場ですので、その点がまずしっかりと行動を起こすべきだという感

覚を持ちますが、しっかりと検討していきたいと思います。（「先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、意思表示の時期はいつか、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

これは立候補の意思表示の時期はいつかということですか。

私、今現在、新型コロナウイルス対策に奔走をしております。事業者応援給付金あるいは休業支援金の執行はまだとじておりませんし、また、農業者一律助成、そして、ハコミネ町民市も現在は休止しておりますけれども、今後再開をする予定にしております。また先般、議会で議論いただきましたクーポンあるいはカタログギフトの事業等の執行を控えながら、今議会上程しております乳幼児の給付金のほうも、これまた早目の執行が待ち望まれているという状況で聞いております。先日もクーポンについてはできるだけ早く執行してほしいという声をいただいております。ハコミネ町民市で事業者は休止していますので、今、大変な状況だということもありますので、これらをしっかりと対応、対策をしていくことに、まず第一義的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

私の考えといいますか、今までの武廣町政に対する思いというものを申し上げて、どうして表明の時期を聞くのかということ、一応申し上げたいと思います。

武廣勇平町長は就任以来、赤字再建団体になる寸前の厳しい財政事情の中、財政再建計画を樹立し、見事に再建されました。そして、さらにはふるさと納税制度をうまく活用され、かなりの基金積立てできるようになりました。今日では町民の間での話の一部として、箱物建設をやめ、学校給食の無償化、子供の医療費助成制度も高校までの延長をしたい、スタディクーポンの発行などなど、住民本位の行政を展開され、小・中学生までの子育て中の若いお母さんたちから感謝される話も聞くことがあります。そして、農業面では昨年連続してトビイロウンカの異常発生により、農家所得の低減による農業の危機を救うべく、1農家当たり一律150千円の給付など、農政面にも気配りをしていただき、大変ありがたく感謝申し上げます。

住民本位の地方自治を遂行される武廣勇平町長への町民の期待は大きなものがあります。新型コロナウイルス感染予防対策で大変な時期と十分承知しておりますが、できるだけ早い時期に出馬の表明をしていただき、町民の不安を解消していただきたいと存じます。よろしくお願いします。（「答弁は要りません」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、ふるさと納税について、質問要旨、ふるさと納税の年度別収支内訳の公表について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項2、ふるさと納税について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ふるさと納税の年度別収支内訳に関しましては、町のホームページでの公表というのを行っているところでございます。また、決算書の添付資料、歳入歳出決算の概要にもその内容を記載しているところでございます。

令和元年度分のホームページ上の公表に関しましては、9月に決算認定をいただきましたので、その後の掲載できるように内容作成しております。速やかな公表というものを今準備しておりますので、もうじき公表、アップできるんじゃないかなというふうに思っております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

今、河上課長から答弁をいただいたんですが、あなた方の立場からいけばそれでいいでしょう。しかし、なぜ、じゃ、こういうものにふるさと納税問題が出てくるんですか。これをなくすためには先ほど言ったように、各年度ごとの幾ら入って、幾ら必要経費が要って、幾ら町の財源として使いました、あるいは使っていない分については、基金として何十億積み立てますというふうな形で一覧表的に作って町民に示さんから、こういうチラシを配られて、いろいろ問題提起をされるわけです。私はそのように思うんです。

だから、こういう一覧表を作って、町民に公表すべきではないでしょうかということを問題提起したわけですが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

分かりやすい形での情報提供をというような御意見かというふうに思っております。私どものほうでもいろいろ検討した上で、どういった形で御理解得られるのかということに関しては鋭意検討を重ねていきたいというふうに思っておりますので、そういった形で御了解いただければ幸いです。

○4番（吉田 豊君）

方法的には執行部にお任せしていいと思います。ただ、町民の皆さんが一読して、ああ、なるほどねと、何もあってないと、ちゃんと使われておるということが証明できればね、町民の皆さん方の不安もなくなるだろうと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の３番、防災対策、質問要旨、今年９月定例議会で要請した冠水道路の避難道路の確保対策の全体計画は、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

私のほうからは、吉田議員の質問事項３、防災対策、質問要旨１、今年９月定例議会で要請した冠水道路の避難道路の確保対策の全体計画はという御質問に対し、お答えいたします。

昨年度より地区からの要望や緊急性を踏まえ、生活に支障となっている箇所を優先に、一部の町道のかさ上げ等を実施し、避難道路の確保に向けた取組を行っているところでございます。

しかしながら、自然環境の変化とともに、記録的な集中豪雨が全国的に発生しており、本町南部においては、ここ数年は毎年数度の内水被害が広い範囲で発生しているところです。

今後、短い区間の道路かさ上げで効果が得られる箇所的な対応については、早期に実施、並行して調査測量などを基に、内水被害の軽減に必要な対策や道路のかさ上げなど有効な手だての順序立てを行った上で、計画的な整備を進めていきたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○４番（吉田 豊君）

この件については、私、毎回ずっと申し上げております。９月定例でも申し上げたら、議事録に載ってないということで町長のほうから言われたんですけど、今回は９月定例の議事録もちゃんと確認してきました。

高島副課長においては、延長と箇所が大体把握できているから何とかなるでしょうということでお答えいただいたとったんで期待をしとったんですが、要は、私たちが町民の皆さんから、うちにきの洪水対策はどがんしてくるっかいと、いつ頃になっぎ、どぎゃんなっとかいて聞かるっときの答えができんから、全体で町内これだけの箇所があって、何年頃にはこういうふうにするということやけんが、あと何年間待ってくださいよというような説得の仕方をせんばけんが、全体計画を出しなさいと言うわけね。

ただ、特に去年の７月の場合は、今までかつて経験したことない、神北線を越えて三根のほうからどんどん逆流したわけよね。これももう本当に今まで私記憶ないですよ。ああいう神北線を越えて内水面氾濫がしたというのはね。

そういう中で、町長はポンプアップの話を時々されるんですが、流し込む河川がいっぱいオーバーフローする寸前のところにね、例えば、どこかの地区の雨水をポンプアップしたって、また逆流してくるんじゃない。ただそれだけのことであって、どうせするならば、やっぱり町との境界ぐらい堤防を高くついて、そして、ポンプアップして排水するならいいでしょう。一昨年鬼怒川のあそこの堤防決壊のときに、そういう光景をテレビで見たんですけど、そういうふうな形でいけば、町内の冠水対策という形になると思うんですが、今の普通の河川にポンプアップして流しても、それはどこかで氾濫して、また逆流して町内に戻っ

てくるようなことになるんじゃないかというふうに、私、素人考えですけど、そういうふうにも思いました。

したがって、この件については、やっぱり一刻も早く町全体の計画を、どういうふうにしたら町内の避難道路の確保ができるか。特に私が今見て回って、水害のときに回って経験したのが学習等供用施設の前ですよ。学習等供用施設の前は50センチの水がかぶりますよ。以前、まだ三好課長が建設課長の頃に申し上げました。軽トラックのマフラーまで30センチです。もう既に御案内だと思いますけど、自動車のマフラーが水につかったら自動車は止まります。避難箇所に指定しとつところに避難しよって、車の水没して避難所に行けなかったというのは、これは笑い物ですよ。

だから、そういうことがないようにね、早くやっぱり上峰の町民の皆さんが安心できるようにするために私は申し上げているわけですから、もう少し真剣に考えて、また今度9月でできんやったときには12月、12月でできんやったときには今度は3月で、笑わるっか知らんばってんね、笑い事じゃなくて、一日も早くやっぱり計画を示していただきたいということをお願い申し上げて、私の質問を終わりますが、最後に一言、副課長よろしく願いします。答弁を。

○建設課副課長（高島真幸君）

吉田議員からの一言ということで、建設課においても、大雨、の巡回のとき、前牟田学習等供用施設の前道路の状態については把握しております。こちらにつきましては、道路冠水が常態化しており、議会においても、これまでも吉田議員のほかにも取り上げておられることから、優先度は非常に高いと認識しております。

しかしながら、この路線については複数の地区と協議が必要になりますので、十分な調査を行い、調査結果を基に、地元の方に御理解、御協力いただけるように、新年度に向けて進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。（「質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。9番寺崎です。先ほど議長より一般質問の許可が下りましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項1として、健康づくりについて。

今、日本全国でコロナ禍の中で、第3波とか言われている中で、そういった中で、新聞報道で佐賀県内のがん検診の受診率が減少しているとの報道を受けまして、質問要旨1として、新型コロナウイルスの影響で佐賀県内のがん検診の受診数が減少しているが、上峰町の現状はとしてお聞きしたいと思います。

それから、質問要旨 2 としまして、新型コロナのワクチン、イギリス等ではいち早くワクチン接種がされるという報道がありますがけれども、日本はいつから新型コロナウイルスワクチンの接種が始まるか、まだまだ見通せない中で、これから寒くなって新型コロナと、またインフルエンザが同時発生した場合ですね、医療機関が崩壊するおそれがある中で、それを防ぐためとして、質問要旨 2 としまして、新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行による医療崩壊を防ぐために、インフルエンザワクチン助成の拡大の考えはとしてお聞きしたいと思います。

それから、質問事項 2、財政についてお聞きしたいと思います。

少し前ですが、ふるさと納税の使い道として住民の方からお聞きされたとき、上峰町の事業の中に幅広く入っていますといった、それぐらいしか答えができてなくて、その住民いわく、近隣は分かりやすく町民に還元しているとか言われた。そういった中で、ふるさと納税の年度ごとの収支と寄附金の使い道についてお聞きしたいと思います。

それから、質問要旨 2 として、これも新聞報道で佐賀県内 20 市町、企業版ふるさと納税の計画が国より全ての市町が認定されたということを受けまして、質問要旨 2 として、内閣府より企業版ふるさと納税の対象事業として認定されたが、上峰町の地域再生計画はとしてお聞きしたいと思います。

以上、ふるさと納税関係は先ほどの同僚議員とかぶるところがありますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の 1 番、健康づくりについて、質問要旨の 1 番、新型コロナウイルスの影響で、佐賀県内のがん検診の受診数が減少しているが、上峰町の現状は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。寺崎議員の質問事項 1、健康づくりについて、要旨 1、新型コロナウイルスの影響で佐賀県内のがん検診の受診数が減少しているが、上峰町の現状はに関して答弁をいたします。

新型コロナウイルスの影響で、今年 4 月から 9 月の県内のがん検診の受診数が例年に比べて大幅に減少しており、胃がん検診は前年の約 4 分の 1 になるなど、5 大がん検診の受診率は 25% から 36% にとどまっている状況です。新型コロナウイルスへの感染を懸念して受診を控える傾向が強まったことが要因と見ております。

上峰町におきましては、例年 4 月から実施している集団健診や各種がん検診を 7 月、8 月、10 月、11 月、12 月に分散し、予約制で実施をいたしました。11 月末時点で胃がん検診が昨年度の 64%、肺がん検診が昨年度の約 61%、大腸がん検診が昨年度の約 70%、子宮がん検診が昨年度の約 72%、乳がん検診が昨年度の約 95% となっております。

今後も医療機関での個別健診等、受診勧奨を行ってまいりたいと考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○ 9 番（寺崎太彦君）

先ほどの答弁で、かなり減っていて、大体例年の60%ぐらいということ、平均するとですね、それぐらいということです。

それでは、5つのがん検診の上峰町の今までの受診率の推移等が分かれば、教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの5大検診の過去の推移ということの御質問かと思います。

率ではなく、受診者数のほうで報告をさせていただきたいと思います。平成30年度です、胃がん検診が216名、令和元年度241名、令和2年度、今年度が154名です。それから、肺がん検診、平成30年度が624名、令和元年度が647名、令和2年度は396名。大腸がん検診、平成30年度が440名、令和元年度474名、令和2年度306名。子宮がん検診、平成30年度500名、令和元年度466名、令和2年度336名。乳がん検診、平成30年度246名、令和元年度259名、令和2年度247名です。令和元年度までは受診者数が増加傾向に伸びている傾向がございました。令和2年度については、11月末現在の数字でございます。令和2年度については、先ほど申しましたように、6割から7割のほうで推移をしているという状況でございます。

以上です。

○ 9 番（寺崎太彦君）

今の答弁を聞いて、令和元年度までは順調に受診者数が伸びているということを聞いて、安心しました。

しかしながら、佐賀県全体で見ますと、子宮がんの死亡率が全国ワースト。今までは肝がんが全国ワーストと。そういった中で、どのような原因があるのか分かりませんが、佐賀県がHPV（ヒトパピローマウイルス）検査が無料ということになっておりますけれども、町内の検査の受診数ですか、そこが分かれば、教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

子宮がんの死亡率が全国でもワーストワンとなっているというような御質問だったかと思います。

当町におきましては各種がん検診等は無料で行っておりまして、若い世代の方への子宮がん検診については、無料のクーポン券等を配付して受診勧奨を行っているところです。

先ほどと重複するかも知れませんが、子宮がん検診におきましては本年度は336名ということになっておりまして——子宮がん検診が昨年度の約72%ということで答弁を申し上げたかと思います。こちらにつきましては、医療機関での個別受診もできるようになっておりますので、今後につきましては、受診されていない方については個別健診等の受診勧奨も

行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 9 番（寺崎太彦君）

私の聞き方——HPVの検査、これが子宮頸がんのウイルスの検査ということで、そこら辺、その数がちょっと把握できていないのか、その数が分かれば、教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほどのヒトパピローマウイルスは子宮がん検診についての基本的な検査となっておりますので、大体同数というふうに思っていていただいて大丈夫かと思えます。

以上でございます。

○ 9 番（寺崎太彦君）

肺がん、胃がん、大腸がんは大体40歳から、子宮がんは二十歳からということで、かなり——先ほどの課長の答弁の中で、若い人がなかなかがん検診とか、そういったところを健診に結びつけるのは大変とは思いますが、そこら辺は努力していかなければいけないと思います。ほかの佐賀市とか太良町とかは、受診してもらうのにレディースデー等を設けてされておりますけれども、本町でもそういった考え、計画があれば、教えてください。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時56分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問要旨の1番、執行部からの答弁をお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

若年者の健診に結びつくような健診の名称の御質問だったかと思えます。

当町としましては、女性のがん検診と名称を題しまして、8月、10月、11月に実施しております。その検診につきましては、戸別に、各地区に回覧をさせていただいております。

以上でございます。

○ 9 番（寺崎太彦君）

健康な人は、まさか自分が病気になるとか全く思っていないと思います。実際、私も血液

検査をしたら、コレステロール値やγ-GTPとかが高くて、そのとき、ほぼ毎日晚酌するときにうちの奥さんからいつも怒られます。「あなた血液検査が悪かったろうもん。1日ぐらいは我慢せんね」と怒られますけれども、そのときは私はこう言います。「喉が渴いたけん、ビールを飲みよつと。ビールは水けんが、カロリーゼロ」とか、そんな訳が分からないことを言っただけで妻からよく怒られます。私がこんな一般質問をしても、勉強しながら、本当に自分が健康であるということを過信して、健診やら、動機づけして、それから日頃の生活習慣を変えるということはなかなか難しいことで、大変なことだなと思います。まして、進行性のあるがん等は本当に人の生命に関わることなので、受診率を上げるということは大変なことだなと思います。まして、今、コロナ禍であって、今までのような健診ではなく、今年のような予約制とか、今までとはまた違うような健診スタイルにならざるを得ないと思います。なかなか大変だと思いますけれども、町民の命を守るということを一番大切に考えて、しっかりとやったださるようお願いして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行による医療崩壊を防ぐために、インフルエンザワクチン助成の拡大の考えは、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

寺崎議員の質問事項1、健康づくりについて、要旨2、新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行による医療崩壊を防ぐためにインフルエンザワクチン助成拡大の考えはに関して答弁をいたします。

インフルエンザワクチンの予防接種には、発症を抑える効果や重症化を予防する効果があり、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には効果が高いと言われております。仮に、新型コロナとインフルエンザが同時流行しますと、症状だけからでは見分けがつきにくく、医療現場が混乱し、逼迫するおそれがあるため、インフルエンザの予防接種を効果的に進め、発症者や重症者の増加を抑制することが重要だと考えているところでございます。

今年度から子供のインフルエンザ予防接種費用助成事業を開始しておりますが、重症化リスクの高い高齢者の助成につきましても、医療機関と連携を図りながら、前向きに検討していきたいと考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

何か前向きな答弁だということで、少しは安心しました。

今年の春頃は、高熱が出てなかなか病院に行っても断られるとかいう話もちょうちよく聞いたりしていました。そういったこともありますので、そして、今現在、インフルエンザ

ワクチンもかなり足りないんじゃないかという話も聞くので、なかなか病院でインフルエンザワクチンの予防接種の予約が取れない状況があるとお聞きしておりますけれども、そういった中でも、コロナワクチンがいつ頃接種とかもまだめどが立たない中、その対策として、ワクチンをなるべく基礎疾患のある方とか18歳以下の方以外にも、全てのせたいがワクチンが打てるように、コロナ対策としてしてほしいと思います。

また、厚生労働省が作ったCOCOAアプリが開始されましたけれども、今後——上峰町もコロナ患者さんが4名ほど出て、いろいろな風評被害ではないんですけれども、あそこに行ったりとか、何かそういった差別ではないんですけれども、情報がなかなかない中で、そういったCOCOAアプリを入れたら、患者さんが出たら濃厚接触しているとか、そういったことが分かるみたいなんです。COCOAアプリの推奨じゃないんですけれども、何かそこら辺の考えはないのか、お聞きします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまは新型コロナウイルス感染対策のCOCOAアプリの件の御質問だったかと思います。

聞き及ぶところによりますと、多くの方がアプリを導入されて、日々、濃厚接触者等との接触があったかどうかというのをアプリで確認できるということで、大変助かっているというお話も伺っております。ただ、まだまだ浸透するには、住民の皆様が全部というわけではありませんが、今後もこのアプリの導入をしていただいて感染予防に努めていただくということで、広報等を今後も行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

福岡市では、新型コロナウイルス感染者と接触した可能性をスマートフォンに通知する厚生省接触アプリCOCOAを登録した市民を対象に、インフルエンザワクチン接種費用の一部の助成を始めたそう。やはりインフルエンザを予防しながら、コロナを予防するじゃないんですけれども、新たな取組をされており、上峰町もぜひともそこら辺を考えてもらって、それと、町民にアプリの周知、広報紙等を使ってできたらいいのかなと思いますけれども、そういったインフルエンザの助成等を含めて、もう一度答弁をお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほどのアプリの周知の考えはということでございますけれども、こちらについては広く住民の皆様を導入をしていただけるような取組をしていきたいと思っております。

また、インフルエンザの助成につきましても、先ほども申しましたが、コロナとインフルエンザの同時流行というのが懸念されておまして、今の段階でも医療機関のほうが逼迫しているという状況には変わりございませんので、こちらについては先ほども言いましたように、早急に医療機関と連携をしながら、取組を進めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の２番、財政について、質問要旨の１番、ふるさと納税の、年度ごとの収支と、寄附金の使い道について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項２、財政について、要旨１に関して答弁をいたします。

先ほどほかの議員からも公表のやり方とか、そういったものに関して御指摘をいただいたところでございます。そういったところも踏まえたところで、しっかり分かりやすいような形でいろいろやっていきたいなというふうに思っているところではございますけれども、年度の一端といえましょうか、令和元年度につきまして申し上げますと、歳入、4,672,144,855円、歳出のうち、事務費につきましては2,506,601,142円、そして事業充当額として844,519,982円という形になります。こういうような形で整理ができればいいのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○９番（寺崎太彦君）

先ほど同僚議員の中でも言われたとおり、令和元年度のホームページの公表は、決算認定が終わったので、なるべく早い時期に使い道も含めて公表ということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

使い道がどうのこうのではなくて、使い道に対して周知徹底、ホームページで公表しているということなのですけれども、なかなかホームページ——タブレットとかを持っていない、また、家でパソコンでホームページを、なかなかちょっと高齢者の方はチェックするのが難しいと思いますので、できれば、町の広報紙——町の財政についてかなり詳しく毎号ついておりますので、年度ごと、１回でいいと思いますので、町の広報紙等でふるさと納税関係のお知らせ等ができればいいのかなと思いますので、そこら辺の答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

多様な媒体がございますので、そういったところはいろいろ鑑みたところで、電子媒体だけでなく、紙媒体も検討してくれというふうな趣旨かと思っております。私どものほうでもいろんな手法、あるいは出し方、これに関しましては検討を重ねたいというふうに思っておりますので、そういった形で御承知いただければ幸いです。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の２番、内閣府により企業版ふるさと納税の対象事業として認定されたが、地域

再生計画は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項2、財政について、要旨2に関して答弁をいたします。

11月6日付で内閣府から地域再生計画の新規認定に関する通知文が当町のほうに届いてございます。それに基づきまして、認定公示というものがなされております。

地域再生計画は、総合戦略に基づく内容を作成しておりまして、上峰町まち・ひと・しごと創生寄附活用計画として認定公示を受けているところでございます。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

すみません。先ほど言われた計画、何か簡単にどういった事業をするとか、そういった計画ではなくて、そんなざっくりとした計画なんではないでしょうか。ちょっとそこら辺を教えてください。

○町長（武廣勇平君）

企業版につきましては、かねてから法人税、法人事業税、法人住民税、これらの9割の最大控除還付ということになっているんですけども、いまだ看板に偽りありといえますか、純利益の1%程度なんです、実質は。いわば、100億円純利益を上げている企業が1億円が寄附できる上限だというのが実際です。組合せ方になれば、最大9割になるところもあるやに思いますが、昨今、コロナ禍で景気も低迷している中、そういった企業がなかなか多く現れないだろうと。すなわち、企業版が多く見込めるのはまだまだ先になるということです。

政府のほうで菅さんがふるさと納税はしっかりつくってこられたとお聞きしておりますので、総理のリーダーシップの下、そういった企業版の在り方が変わるのかもしれませんが、いずれにしても、内閣府としましては、国の今の個人版ふるさと納税に比べて、規模としては約2倍の規模になると言われる5兆円規模の企業版ふるさと納税は、依然として34億円しか執行されていないと、34億円しか動いていないという状況が問題だということで、各自治体に再生計画を提案するようにしておられますけれども、中身は随分とざっくりとしたもので、都度見直しもあり得ると。何か認定をし、その中で、実際、企業版寄附が入った時点でまた見直しながらできるような環境になっているところでございます。

今後とも、企業版ふるさと納税の政府の動向、これが一番今、目下大事なところですので、しっかりと見守っていきたいというふうに考えております。

○9番（寺崎太彦君）

質問する前は、てっきり中心市街地のあれが計画で、それが企業版になったのかなと、個人的には思っておりましたけれども、以前、企業版ふるさと納税をもうちょっと頑張ったらと質問したら、そのとき河上課長はハードルが高いということで、なかなか難しいということと考えたら、今回は一応手を挙げたということで、少し進んでいるのかな。ふるさと納税

のときも、あのとき考えたら、上峰町には返礼品に出すような品物がないといった考えで、町長がいろいろ努力してこれだけ返礼品が充実して、上峰町のふるさと納税の寄附がこのように集まったと思い、企業版もなかなか難しいのかとは思いますが、そこら辺はいろいろ努力してもらって、頑張ってもらいたいと思います。

また、総務省は7月31日、「企業版ふるさと納税・ヒト版」、仮称ということで、また創設をしたということもちょっと小耳に挟みました。どういった内容かもまた私も分かりませんので、なかなか——ふるさと納税をだんだんだんだんだん大きくされているのかなと思いますので、大変でしょうけれども、そこはちょっといろいろ重箱の隅をつついて、寄附をより集めてくださるよう努力してもらいたいと思います。

以上で、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「一言お願いします」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

今、人材版ふるさと納税についてもお尋ねがございましたが、これも二、三年前に一度、ある新聞社がぼんとそういう方針だということを書かれて以降、何も進まずに、昨年も人材版ふるさと納税と、また同じ記事が出ましたけれども、制度としては一切まだ決まっておりません。そういう段階にある議論だというふうに理解していただければと思います。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

7番吉富隆君よりお願いします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。7番吉富です。今回、大きく3点ほど一般質問させていただきます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、早速質問に移らせていただきたいと思います。

非常にコロナ対策問題等々も含めたところで、議員の皆さんが簡潔に質問されて、時間短縮をされているようでございますので、私もできればそういった方向性を持ってやっていきたいというふうに思っておりますので、答弁のほどよろしく願いをいたします。

それでは、質問の1項めに、町内幹線水路についてお尋ねをさせていただきます。その中で、法定外公共物についてお尋ねをさせていただきます。

その中身としては、幹線水路の法定外公共物は大体どのくらいの長さがあるのか、お尋ねを1点させていただきます。

それと、幹線水路以外に法定外公共物はあるのかないのか、2点ほどお尋ねをさせていただきます。

それから、要旨の2番につきましては、維持管理についてでございますが、これはどこが維持管理をするのかしないのか、きちっとした形で御答弁をいただければなと思っております。

3番目に、町の考えは、1番、2番ということで通告をしておりますが、維持管理の2番の項で明快な回答が出れば、3番目については削除をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、大きく2番目に、上峰町の中心市街地活性化事業、関連についてお尋ねをさせていただきますが、本当に新型コロナウイルス対策というのは、地球上で物すごい感染率が高い、日本はまだまだ低いほうのようではございますが、佐賀県でも330人は超えているような状況下の中で、新型コロナということに対して町の考え方もですね、大枠で町の考え方を要旨の1番で通告しておりますので、含めたところでの大枠で結構ですが、町の考えをお尋ねをさせていただきます。

それから、要旨の2番目に、官民共同事業体についてでございますが、官というのは町ということで理解してよろしゅうございますか、1点目をお尋ねいたします。

それから、共同事業体ということは、合同会社の件だろうというふうに思いますが、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

3点目に、LABVについてでございますが、LABVについては、ここに佐賀新聞の令和2年9月28日、月曜日に大きくこのように載りました。すごいデスクワークだなと私は関心しております、行政としてね。非常に分かりやすい。ところが、町民の皆さんの意見を聞きますと、ここに大きく、町長さん、想像図が載っていますよね。こういうことを造るというのが町民の声なんです。それは想像図であって、こういうふうにはならないだろうというふうに僕は思いますよということなんです。大きな箱物が2つも想像図として出ているんで、こういうふうにはならないでしょうという話をさせていただいたところでございますが、非常に大きな町として双肩に関わる事業でございますので、このことについては失敗は許されないと僕は思っていますので、やっぱり行政と議会と一体となって、協力し合って、中身を議会も把握しながら協力をしていく必要があるのではないかと。今のところまだまだ議会には説明不足だと僕は思っています。そういったことも含めたところで、今後考えていただければなということでございますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それから、3番目に町の財政負担、僕はこの事業ができるものと思って質問させていただいておる関係で、財政負担、これが一番ネックになってくるだろうというふうに考えております。決して我が町も財政豊かな町ではございません。同僚議員からも厳しく追及があつたように、僕も財政については非常に厳しい目で見ております。そういったことも含めたところで町の考えをお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それから、内容でございますが、4番目に小さな町から大きな未来へと、物すごい夢のあ

るようなタイトルがついておりますが、中身についてお尋ねをさせていただきます。

それから、最後に5点目に新型コロナウイルスと中心市街地活性化事業との関連についてでございますが、この新型コロナというのが非常に景気に影響がするであろう、国のほうでも対策は練っておられますが、いつ収束するか分からないようなこのコロナウイルスでございますので、町としても中心市街地の事業の関連でございますけれども、このことが一番大事になってくるのではないかと考えています。小さな町から大きな未来ということは大変すばらしいことなただけども、ここで恐らく大きな不景気が来るであろうというふうに思っております。例えば、JR九州が博多港から釜山にビートルが就航していましたよね。あれは1隻売りますよね。1台で運航すると、これは赤字です。乗る人がいない。そういう不景気の要素になる大手の空値もそうですよ。乗り手がないから採算ベースに乗らない。佐賀県でも高校の卒業生の就職率60%台、今までかつてないようなことなんですよ。いろいろな中小企業にしても、大きな問題が出てまいるであろうと僕は思っています。そうしたときに、この中心市街地活性化事業を、やっぱりコロナと関連が大きくあるであろうと私は思いますね。まだこの市街地の事業がどういうふうな事業で、どういうふうになっていくのか、まだ僕は理解していません。分かりづらい、そういったことも含めたところで、この財政問題を考えたときに、この事業が本当にこのまま進めていいだろうか、僕は大体挑戦するのは大好きなので、町長には尻たたきをしたこともございます。しかし、こういう世の中の転換が来たときに、どう町が判断されるのか、これは大事なことで、これは町長さんに御答弁をいただければなというふうに思っております。

それから、大きく3番目に東部環境施設組合ごみ処理施設建設についてでございますが、要旨の1番にごみ処理施設及びリサイクルプラザ建設についてでございますが、質問はリサイクルプラザ建設についてでございます。と申しますのが、今の鳥栖市の真木町に焼却炉とリサイクルプラザができるような計画がなされておりましたが、いろいろな問題等々があって、リサイクルプラザが真木町にはできないという報告を受けております。これがどのような進捗をしているのか、また町に負担が今後かからないのかという問題がここで浮上してくるのではなかろうかと、違う場所に建設することによって、恐らく単価は上がってくるだろうし、維持管理も若干の問題が出てくるだろうし、それから令和6年3月31日までで鳥栖、みやき町、上峰で今現在運営しているリサイクルプラザについても期限がございます。そういった進捗状況についてきちとした形でお尋ねをさせていただきたいというのは、負担金の問題が来るので心配をしておりますので、そこら辺について執行部の御答弁をきちとしていただければ、90分の時間、持ち前でございますけれども、1時間程度で終わればなと思っておりますので、明快な御回答をお願いし、統括質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、町内幹線水路について、質問要旨の1番、法定外公共物について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員の町内幹線水路について、法定外公共物についてという要旨についてお答え申し上げます。

町内の幹線水路については法定外公共物となっております。先ほど総括の中で、長さの話がありました。ちょっとよく分かりませんが、幹線水路以外に法定外公共物があるかについては、ございます。その点については課長のほうから答弁させます。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんこんにちは。吉富議員御質問の幹線水路以外の法定外公共物についてでございますが、法定外公共物で幹線水路以外といたしましては、里道、水路、また地域内の用悪水路も法定外公共物に当たるところであり、また、ため池も一部が法定外公共物となっております。

また、議員御質問の総括で御質問の幹線水路の延長についてでございますが、約14キロメートルあるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長、それから主管課長から明快な回答をいただきました。その中で、いろいろな法定外公共物については理解をしたところでございますが、幹線水路の距離については14キロ程度だということで理解をいたしましたので、先に進んでいただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、維持管理について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねは維持管理ということでございます。幹線水路についての維持管理、特に昨今議論になっておりますのが、チドメグサを代表される外来水生生物の除去等に関してでございますが、平成22年度から平成26年度は緊急雇用基金を活用し、平成27年度から平成29年度は業務委託を続けながら、幹線水路については町が実質的な負担してきているというような経緯がございます。

また、維持管理という意味で言いますと、しゅんせつ等がございます。平成21年から29年間、間の25年に執行するということで、当時、財政が非常に厳しい状況がございましたので、負担を平準化する趣旨でそうした長い年限を設けて事業を行ってまいりました。維持管理適正化事業であります。これは土地改良区と町それぞれで負担をしながら実施してきたということでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから御答弁をいただきましたけれども、維持管理については、どこが維持管理をするかということについては明言を避けられたようでございますので、私が調べた範囲内では、所有と管理についてというところで、ネット上で調べをさせていただきましたが、平成17年3月31日までに市町村に譲渡されました。現在は所有、管理とも市町村が行うということで明記がなされておりますので、当然この維持管理については町の持ち物であり、町が管理をするということが本当ではなかろうかというふうに思いますが、町長のお考えをお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

ごめんなさい、早口でしゃべったから、ちょっとお聞きづらかったのかもしれませんが、水草等繁茂した場合の維持管理については、平成22年から29年まで緊急雇用基金を活用する、あるいは業務委託という方法で町が行っております。維持管理という言葉は、もう少し大きく含んでいると思いますが、しゅんせつに代表される維持管理については、土地改良区と負担を分かち合いながら、平成25年に実施、事業年限としては21年から29年までかけて行ってきたということでございますので、そういう意味では幹線水路については、これまでどおり、今後とも行っていきたいと、町がしっかりと水草対策を要請があれば行っていくし、また、幹線水路の維持管理という趣旨でしゅんせつの要望があれば、土地改良区さんと協議の上、実施していくということになると考えております。

○7番（吉富 隆君）

そもそも法定外公共物というのは町の所有になっているんでしょう。ですね。だから、当然ながら、町が維持管理はするということで御理解をいただければ、この質問はここで終わりたいなと思っております。別に事業を今後どうする、こうするというようなことは僕は申しません、ここでは。ただ、町として維持管理を町がするようになっていきますよということで、事業展開は、今、町長が言われるようなことで実施をされてきていますのは事実でございますので、そこら辺は理解しておりますが、分権問題のとき、法律が大きく変わっていますよね。そのときに、そういった法律が制定されて、市町が管理をするということになっています。ただ、譲渡を受けていないところも佐賀県にございますもんね。そういったことも含めて、我が町としては恐らく町の持ち物で、町が維持管理をするということと同時に、所管は産業課ということによろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

産業課でございますが、ちょっと法定外公共物だから、その管理は全て町だという議論ではないということを申し上げているんです。それも一部ありますが、要するに支線水路も法定外公共物でしょう。要するに農水省の農地・水はじめ、多面的機能向上交付金は、多面的維持管理をするための予算については、法律の立てつけとして、法定外公共物は全て町に

帰属する、管理されているものだから、そこで維持管理予算は住民の皆さんの日常活動としてやってはいけないということじゃないですよ。そういう前提がある中で、維持管理については、まず繁茂することがない日常管理をまず農家の方々と協力してやっていただくと。大規模繁茂になれば、行政でやると。ところが、幹線水路については非常にハードルが高いわけですね。農家の方々の日常的な管理というわけにはいかないぐらい、水流もあるし、水の流れがあり、はまって除去するというのは大変難しいと。だから、要請があったことに応えて、これまで町が幹線水路については予算を工面してきました。緊急雇用基金を活用したり、業務委託をしたり、ただ、維持管理という言葉の中にはいろんな面があると思うんです。水草対策除去も維持管理、しゅんせつも維持管理、あるいは工作物が壊れたりするのも維持管理、この点はすっかり分けて議論をすべきだというふうに思います。これまでも土地改良区さんとしゅんせつについては協議を行ってやってまいりましたし、その方向で今後ともやっていきたいと。水草については、なかなか厳しい状況だということもよく分かっておりますので、なるべく町の予算をかけずに、特交措置のある集落支援員の皆様方をベースに考えておりましたが、繁茂が大規模であれば、適宜方法も考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

いずれにしても、これまでの考え方を継続して、幹線水路の維持管理、支線水路の分担というものをしっかり行っていく必要があるなというふうに私は思っております。

〇7番（吉富 隆君）

支線水路についても公共外になっていますよね。それは、おかげさまで多面的機能支払交付金で地域で除去なり、のり面の仕事なんかはやっておられるようでございます。そういった中で、基本的に維持管理は町の所有である以上は町で管理をする、しかしながら、行政にだけおんぶに抱っこは僕もやっちゃいけないというふうに考えております。しかし、基本的なことだけはきちっと押さえをしておきたいということでございますので、そこら辺については町長も理解をしていただければと思います。

維持管理ということ、町のものだからということで申し上げておりますが、とにかく幹線水路と僕は限定をしました。というのは、あまりにも広過ぎて、地域の方々も高齢者が進んで、非常に危険度が高い。地域であそこに船を浮かべて、年に何回か除去もやっておりますが、追いつきません。ただ、基本的に維持管理は町の持ち物ですので、町がすべきものだと僕は理解をしておりますので、そこら辺について御理解をしていただければなと思っておりますし、また、土地改良の話も出ております。当然、大坪鉄工の上は土地改良と行政と組んで5年がかりでやりました、あれは。きれいになっておりますが、今後についても、14キロというような幹線水路の長さがございます。幅も広うございますので、応援はしていくけれども、地域ではできない。というのは、なかなか難しい問題が、農業もしかりなんです、高齢者が進むにつれて危険度が高いと、一番農業の忙しい時期に繁茂しますので、なかなか

難しい面があるんで、行政のほうで町長はじめ、胴長着て頑張っていたことも僕は覚えていますが、やっぱり今後も地域にもその旨、きちっとした形でお話をさせていただきたいというふうに思っていますが、基本的に管理は町がすべきものだというふうに僕は思っていますので、その辺について一言、町長さんがそれはそうだけでも、地域も応援してくれということであれば、それはやぶさかではないというふうに思っています。大変広うございますから、やっぱりなかなか難しい面もあるんで、基本的に維持管理だけを町のものだから町が見るべきだと僕は思っていますんで、それに対して町長の答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

何度やってもかみ合わないんですよ。だから、幹線水路については、これまでも町が要請があれば予算化してきましたので、住民でやってくれなんて言っていませんし、住民の皆様方に要請があれば、雇用基金、あるいは業務委託を通じて行ってきた経緯がございます。そこは理解をしてほしいと言われますが、理解をしています。

維持管理については、土地改良と協議をして行ってきたということです。

議会の請願がベースになって、この話が何かここでの議場に及ぶまでにいろんなことがあったと聞いておりますけれども、あくまでも趣旨採択すべきだったんじゃないかなと私自身としては考えます。なぜなら、前牟田地区が繁茂した支線について上げている状況と、江迎地区が求める幹線水路は別に両者とも矛盾しないんですよ。前牟田地区は幹線水路ありますし、前牟田地区の維持管理は幹線水路に及んでいないというふうに聞いておりますので、幹線水路が溪流として4本ぐらいあると思うんですけれども、その部分についてはこれまで業務委託をお願いしてきたり、緊急雇用基金でお願いしてきたとおり、町のほうで見ていくという流れ、それと維持管理、あるいは工作物の欠損があれば、その部分は土地改良と協議をしながら進めていくということなのではないかと。我々が住民の皆さん方から要望を受けていて、正確な状況というのをお知らせした上で判断というふうに今回手続的にならなかったものですから、情報量が不足した中での議論があったんじゃないかというふうに考えております。

法定外公共物管理主体は、先ほど言いましたため池やら水路やらいろんなものがあります。だから、全て町で維持管理から上の工作物まで維持管理全て、しゅんせつも含めてやっていくというのもまたこれは乱暴な議論ですから、その点、これまでの経緯は歴史の積み重ねでしっかりと役割分担できておりますので、この点を引き続き継続していきたいと考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

支線から道路から法定外公共物ということで町長に御答弁をいただきましたけれども、そういうことまでは僕は要請はしていませんよ。だから、町内幹線水路ということで限定をさせていただいておりますので、その辺については理解をしていただきたい。今後とも、また

要請をすれば町で予算を組んでやりますよと、今までやってきたとおりいきますよ、土地改良との協議も必要だというようなことで理解してよろしゅうございますか。

○町長（武廣勇平君）

これはもう既に議長さんにお招きいただいて、江迎の区長さんたちがいらっしゃる場で、今後要望が上がってくるかもしれないということで聞いておりますので、そういう要望があった場合にはしっかり議長の御意思もおありになると思いますので、対応していきたい、そのように考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

大字江迎地区だけの問題を僕は質問しているわけじゃございません。上峰町内の幹線水路に限ってということ限定をしておりますので、その辺については御理解をいただきたいし、また、町長が答弁されるようなことで、要請があればこういうことでやっていきますよ、今までどおりやっていきますよということで理解してよろしゅうございますか。

○町長（武廣勇平君）

私が今認識しているのは、幹線水路は前牟田に3水系、それと江迎に1系統があるというふうに理解しています。

○7番（吉富 隆君）

最後の質問でございますけれども、今、町長言われるように、前牟田とか江迎とかということの限定じゃなくて、やっぱり今までどおり要請があれば行政としても取組はしますよということで理解はよろしゅうございますかということです。

○町長（武廣勇平君）

それはもちろん町のほうで要請があれば受けますが、幹線水路の定義の話をちょっと先ほどされたので、前牟田地区、江迎地区、土地改良さんに業務委託しているときの幹線水路の定義に沿って今後とも従前の理解のとおり、要請があれば行っていくということになると思います。（「よろしく願いしておきます」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

要旨の3番目については、町長の答弁で理解をいたしましたので、削除させていただきたいと思います。

先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の2番、上峰町の中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、町の考えについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項の2、上峰町の中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁

をいたします。

中心市街地活性化事業におけます町の考え方ですけれども、民間のノウハウ、経営資源、公共の不動産それぞれを出し合うことで、新たな公民連携手法が形成されていきます。国の動きがもう既にそうなっておりますけれども、これまで仕様発注が主流を占めてきました公共発注の在り方も今後は性能発注にシフトしていくということが十分考えられます。こういった契機があることで、町内の事業者も経験値を得ることができ、性能発注が主流になる際に乗り遅れることなく、本町に限ることなく、自治体が発注する事業産業ができるようになるなど、メリットはあると考えているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

もっと室長さん、具体的に冒頭申したとおり、活性化事業については、大卒なことでもいいから、流利的な町の考えをお願いしますということでお願いをしたつもりですが、そういった答弁になっておりません。もっと明確にさせていただきたいというのは、非常に大きな事業の取組ですので、失敗は室長さん、でけんですよ。だから、慎重にやるべきであるというふうに思っております。

と同時に、その程度のお答えも理解しないわけではないけれども、新聞報道を見てみますと、非常にデスクワークはいい、すごいな僕は思うんですよ。というのは、読者がぱっと目を向ける、中身を読みたいという形態になっております。これはすごいな僕は思っておりますが、そういった中で、こういった新聞が出たと、先ほど御案内したように、これ広報になっているんですよ、この新聞は。有料なんですね。そうでしょう、有料でしょう。そうすると、これはどこから財源が出たのかなというふうに思うところでございますが、これに大きな事業展開をするのに水を差すようなこともいかなもんかというふうに思いますが、ぜひともお聞かせをしていただきたい。やっぱり財政というものを軸に考えておりますので、そういったお金が恐らく、それなりの半面ぐらいの記事に載っていますので、載っている関係上、相当な金額があったんじゃないかなろうかと。ただただ、ここでお尋ねするのは大体どのくらいぐらいの新聞に広告するとにかかったのか、お尋ねをまずいたします。

○町長（武廣勇平君）

中心市街地については、かねてからLABVという形式が理解をされにくい、また国内で初めての取組ということもあって、実績がないものですから、イメージが湧きにくいというような御懸念を下に中心市街地についてしっかりとPRするための予算立てをしております、広告会社をお願いをしまして。その出どころについては、後ほど室長のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど言われました、あくまでもこのLABVという形式を見ればお分かりのとおり、町のほうで従前に描いていたイメージ図を基に今後、合同会社において、本町もそのようなイメージ図に沿った方式を考えていくわけでありませう。

ども、あくまでも民間事業者が合理的な考え方、経済的な考え方をしながら形式をさらに詰めて協議をしていくという流れにございますので、その広告新聞にもうたわれていますように、イメージ図という記載がございます。かねてから議員の皆様方にもこれはあくまでもイメージ図だということを申し述べてきたとおりでございます。ただし、先ほどの室長の答弁に、概括的な答弁で具体性がないとおっしゃいましたけれども、町のほうで考えていきたい町の将来増は町民の皆様方で、現に活動されておられる方、それは規模としては大小ありますけれども、町内で何らかのアクティビティーをされている方々が求める場所になる必要がありましたので、そうした代表者の方々にお集まりいただき、こうした機能を欲しい、持っていきたいというようなことをおおよそ20回ぐらいに分けて聞き取りをそれぞれやってきました。それが要求水準という基準に表れて、これから設計に入っていくものと理解していただければと思います。通常の公共事業と違いまして、行政で全て独りよがり決めてしまうというものでなく、その新聞広告に書いておりますように、住民、団体、活動されている方々の意見を通じて、この形がこれからどんどん組み立てられていくというような形態がまさに日本初だということで、ぜひ御理解いただき、より住民目線の場所に住民の活動の拠点になり得る場所にしたいという我々の趣旨を理解していただければと考えてございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

この予算の出どころということで、費用に関しての問合せがあったというふうに思っております。

この費用に関しましては、魅力発信事業の中にございます地域ブランディング事業の一環として実施をしているところでございます。

以上でございます。（「幾らかかったねとお尋ねしとるやないですか」と呼ぶ者あり）

こちらのスポットで幾らということでは、ちょっと私どもあれですけども、一応広告メディア関連費という項目がございます、これはこの新聞広告だけではございません。ほかにもテレビスポットとかでの15秒CMであったり、あるいは広告メディア関連費としてこちらのほうで想定しておりますのは40,000千円でございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

中心市街地、あるいは上峰町の地域ブランディング事業として議会で委託事業として予算をいただいて、委託先がその予算を確保後に提案、プレゼンを受けて決定してきた内容でございます。従前に通告があれば、その点が実際幾らこの広告新聞にかかる経費かについて把握することができたわけでありますが、恐らく今現在、その問合せをしていないことから、先ほど40,000千円という、今テレビCMでふるさと納税の時期でありますので、関東圏を中心にテレビスポットを増やしておりますけれども、その大枠の予算をお伝えをしたところでございますが、恐らく通常でいきますと、そんな額はかかっていないというふうに思います

ので、後ほどしっかりと新聞広告費に幾ら経費を要したかについては、問合せをした上で御報告を申し上げていきたいと考えております。

○7番（吉富 隆君）

ただいま詳しく町長さんのほうから答弁をいただきましたので理解はいたしました。

これは新聞記事だけで相当かかっていますね。金額は分かっていますよ。ただね、何で聞くかという、こういったお金を使っていくわけですから、それを使うなど言いよっとじゃなかつですよ。ぜひともこの事業は成功させたい。それが基本なんです、考え方としてね。町の活性化ですから、当然よその町もどんどんやっているんで、また、この問題については、LABV方式というの、ある程度僕も理解しているつもり。その中で、上峰町が先頭に、山口県の小野田市も手をつけてあるんですね。だから、上峰の動向を全国から注目されているんで、とにかく失敗されないと、金もかかる、そいけん、やっぱり慎重にやっていただくということが大事だろうと思いますし、今のところ、私が素人ながら見た目で、行政にも経営感覚を持ってほしいと、皆さんが。運営と経営感覚というのは全然違いますからですね。そういったことを含めたところでお願いをしておきたいと、失敗は許されないと、議員の皆さんも、恐らく皆さんがこぞって後押しをするでしょうし、と同時に、またこれは後でいいんですが、町の考え方等々についてはもう理解をしましたので、先に進んでいただきたいと、答弁は要りませんから。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、官民共同事業体について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項2、上峰町の中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

官民共同事業体とは組成する合同会社のことを指します。町が不動産を出資いたしまして、民間事業パートナーが現金を出資いたします。これを合同会社の資本とすることで、合同会社の設立がなされます。この合同会社におきましては、意思決定権限の50%が上峰町、残りの50%を民間事業パートナーが保有をいたします。上峰町単独の意見だけではなく、民間事業パートナーとの合意により、各プロジェクトの実施を意思決定し、進捗管理を行っていくという仕組みになるだろうと考えております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

今、室長のほうから御答弁をいただきましたので、冒頭に官というのは町を指すんですかという質問をしていますから、そういったことはきちっとやってくださいよ。

合同会社というのは、冒頭申したように、できることを前提にしています。12月に同僚議

員の話では、この合同会社ができるという話でございましたので、それに進めていただく中で、やっぱり官民という言葉を使ってあるので、上峰町はじゃ今後、下支えをするという文章も町長さん出しておられますので、下支えとは金の足らんときは金を出すばいと、50%、50%と言うたものの、下支えという言葉については何を指すのか、お尋ねをしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

P F I と違いまして、行政がパートナー企業として入り、50%の意思決定を持っていくということなんです。よって、民間は経済合理性だけで決定をしていく傾向がある中、経済合理性以外の要素を持ち寄ることができるというふうに考えております。

ちょっと新聞の原稿をすぐ取り寄せますが——今あるかな。その内容を見て、ちょっとその文脈で、どういう表現で何を伝えたかったかを思い出しますけれども、ここに書いておりますように、行政は関与を強め下支えするということを書いております。例えば、今現在、民間事業者さんがコロナ禍で大分景気の不況のあおりを受けまして、またコロナの影響で物が売れないという状況が続くときに、私、ここに書いておりますように、地域ポイント、クーポンや商品券よりも経費を取らずに、地域ポイントを導入することで、町民の皆様方にカード、あるいはアプリで町民だけに限定しながら、こうした町民の皆様方で経済の活性化のために町内でお金を使うこと、すなわち経済循環を町内で起こしていくことができるということで、事例として書いております。こうしたことは行政がまさに調整役として業者さんと住民の間に立ってやることができる分野だというふうに思っております、行政は関与を強め下支えするという意味で、ここに書いております。L A B V は官民が連携することで、その分野でまだまだ地域を活性化させたり、人口を増やすことができたりする政策領域が多分にまだ残っているんじゃないかということが言いたいわけです。

その事例としてもう一つ挙げているのが住宅ですが、例えば、1億円で20,000千円の家を5つ造って、15年家賃を納めてもらえば、その間、税金もかからないし、行政としても維持管理を15年後に住民の皆様方にその家を取ってもらえば、かかることがないというところで、ハイブリッドな領域がまだまだ存在するんじゃないかということをこのL A B V の中で皆さんに示していきたい、そういう思いでおります。下支えするという意味は、そういう形で事業者、あるいは住民の皆様方の中間点に立って調整役として下支えすると、そういう意味でございます。

○7番（吉富 隆君）

下支えの意味は、町内の方々が動きやすいような下支えも含んでいるよということですよ。なかなか難しい問題とはいえども、ぜひとも成功させていただくように、今後も質問はどんどん僕はしていきます。

そういった中で、一つだけ、町長、もう一点ここで質問しておきたいと思います。

LABV方式についてでございますが、例えば、今計画をされておる町の武道館とか体育館というのは、これに該当するのでしょうか。LABV方式を採用されるわけでしょう。そうすると、今、町が考えている武道館とか体育館も向こうさいに持っていくよという話があったんですよ。そうすると、それがLABV方式に当てはまるのかどうか、1点だけ教えてください。

○町長（武廣勇平君）

当てはまるという言葉がどういう意味か分かりませんが、要求水準として体育館、武道館、そしてプールについてはのせておりますが、武道館については本町としては以前かねてから申し上げたとおり、利用者の意見を、設計が上がった時点で聞く必要があるだろうなという感覚でおります。あくまでも要求水準書に上がっていることが当てはまるかと言われるれば、当てはまっておりますけれども、あくまでもLABV内の企業団の中で、民間事業パートナーとの協議の中で、そこに採算が取れるような状況が生まれることが実施に向けての前提ですから、これからの協議の中で決まってくるものと思います。本町としては、体育館を要求水準に上げなさいというふうに、まさにこの議会の中で議論が出てきましたし、そういった議会の議員の皆様方だけでなく、住民の皆様方が求めるものを要求水準に上げて、それを協議の中で設計に仕立て直していくというようなプロセスをこれまでつくってきたということです。今後はLABVの中で議論されるものと理解しております。

○7番（吉富 隆君）

ぜひともそういった方向性を進めていただければ、非常に町としては助かるのではなかろうかなというふうに考えもしますが、ただ、ここで私が疑問を持ったのは、町が不動産を出資するということなんですよ。パートナーがお金を出しますよということなんで、50%、50%と、こういうふうな答弁がございましたが、50%というのは金に換算して50%なのかどうか、と同時に、総費用が大体ボリューム的のどのくらいの規模になるのか、合同会社が決めるということでは、なかなか納得できない、ここは。理解に苦しみます。だから、先ほど申したように、経営者として経営感覚を持ってくださいよというのは、こういうことなんですよ。あとは会社で決めるんですよということじゃ、僕は納得できないというふうに考えております。

それに何でか厳しい言葉を使うかということ、最終的に財政問題がのしかかってきますから、まだまだ町も起債額が七、八十億円ぐらいあるんでしょうね。そして、どこまで限度額が起債がかけられるか、町としてね。財政が、金があればいいんですけど、そんなに豊かな町ではございませんので、もっともっと慎重にやっていただければと思います。この50%というのを金に換算したときに、どうなのということなんですよ。それと、まだまだ6万3,700平米の土地というのは、まだ町のものになっていない。2万平米は町が持っていますけど、あと4万二、三平米の土地はどこにあるかいという話ですよ。明日上程されるのではつき

りするでしょう。そういつてから議案審議で、同僚議員同様に質問させていただきますけれども、やっぱり町として財政を先に考えるべきではなかろうかと僕は思っていますので、そういった御質問をさせていただいておりますが、苦口は最初言うとかんとね、後からはそういうわけにはいかないんですよ。ある程度何でん進んでから、これは反対ばいと、そがな非常識なことはできないんですよ。だから、成功するためには冒頭に厳しい意見を言うべきであると、そして町長のお考えを引き出すのが我々の仕事なんですから。というのは、町民の声が今、何のできるとね、いつできるとねって、来年の春オープンて言いよんさったろうもんで、こがん言いんさる。商業施設、欲しかもんね、買物するところはとか言いよんさったばってん、今はそういうふうな町民の声が多いんですよ。だから、議会としては分からんじゃでけんわけですよ。そういったことも含めたところで質問させていただいております。聞きにくい点もあるかもしれませんが、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それで、合同会社で決めるということについては、これは議論が残るということで御理解をいただいて、3番目のほうに進めさせていただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の3番、町の財政負担について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項2、上峰町の中心市街地活性化事業について、要旨の3に関して答弁をいたします。

町から全く支出しないということは考えてございません。合同会社が建屋を建築した場合、その建築物は合同会社が所有することになります。事業期間が終了すれば、更新しない限りは最終的には町に帰属されることにはなりますが、事業期間中に公共施設として使用する場合は賃借料であったり、または買取りということが想定されます。これは合同会社と町との契約になりますが、そういった負担は生じることが考えられます。

また、合同会社におきましては、開発時期におきましては、融資だったり、投資だったり、ふるさと納税あたりの活用による財源を活用することが考えられます。また、施設のオープン後には家賃収入であったり、レベニユーシェアなどによりまして売上げにより経営をしていくことを想定しております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

室長さん、私の質問にお答えしてくださいよ。

町の財政負担についてでございますけれども、やっぱり町としては計画的に限度額というのがあるだろうと、決めてあろうと思います。そうでしょう。50%、50%出して、その中で

いろいろな問題と、また、今、建屋の問題が出てきましたけれども、やっぱり町としても下支えをする以上、そういったことも含んでいると僕は思っていました。限度額をある程度知りたいなと思う。ボリュームによって負担金というのは変わってくるであろうと僕は思います。町はもう出さんでよかということ、50%不動産を出した後、出さんでよかということはあり得ない。今、室長さん答弁されたように、金かかるんですよ。その金のボリューム、限度額というのをある程度大枠でいいから教えてもらえれば、ああ、この範囲で事業展開がされるんだなという判断ができるんで、やっぱり一つのぎょうですから、ここは。そうでしょう。町がずっとここに関与していくわけにはいかないわけでしょう。運営は町がするんじゃないでしょう、合同会社がするんでしょう。それに下支えも町の活性化事業として要るわけですから、そこら辺に経営感覚というのが必要になってくるであろうと僕は思っています。これはどうでんね成功させんばいかんですよ。恐らく失敗という言葉を使いたくない。だから、きちっとした形の質問をしておく必要がある。そして、町民の皆さんに、こういうことで流れはなっていくですよと説明ができるようにしてほしいのが我々議会の立場だろうと思っていますので、そこら辺は聞きにくい点があるかもしれませんが、町長さん御理解をいただきたいと、質問に対してですね。限度額というのは恐らく計画は町長のことだから、してあると思うんだ。これまでは起債額はいいだろうと、これだけ支援はいいだろうとか、これ以上は財政的に無理だよとか、その判断は最初してあると思うんで、その限度額がよければ、できなきゃ2月またお願いします。3月の議会ですか、いつになるか分かりませんが、議会が。そういったことも含めたところで慎重にやっていくべきだと思っています。ぜひ成功させるように御努力方をここでも、財政の面についてもお願いしておきたいというふうに思います。

時間の都合がございますので、財政負担については、今後の課題として残させていただきますので、それと、自分勝手に、4番目の小さな町から大きな未来については、時間の都合上、カットさせていただきたいと、議長さん、よろしゅうございますか。

○議長（中山五雄君）

はい。

○7番（吉富 隆君）

では、5番のほうに進めさせていただきたい。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時40分まで休憩いたします。休憩。

午後 2 時 25 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

7 番吉富隆議員の質問要旨の 5 番、新型コロナウイルスと、中心市街地活性化事業との関連についてということから執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項 2、上峰町の中心市街地活性化事業について、要旨の 5 に関して答弁をいたします。

新型コロナウイルス第 3 波とも言われており、今後の感染拡大が懸念されているところです。中心市街地活性化事業におきましても、全く影響を受けないということは考えてございません。L A B V の特性といたしまして、公共部門が関与することによりまして、地域全体の戦略的な再開発を可能にしたり、あるいは適切なリスク移転がなされたり、より大きな商業的価値を見出せること、それと長期的かつ安定的な投資機会を創造できること、開発利益を適切に還元できることなどといった利点がございまして、P F I をはじめとする他の公民連携手法よりも影響を受けにくいというふうにされているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7 番（吉富 隆君）

要旨の 5 番の質問に入る前に、私の勘違いがございましたので、おわびしながら、訂正方お願いをしておきたいと思います。

町が 50%、パートナーが 50%というのは、金に換算してという言葉を使わせていただきましたが、金じゃなくて、意見が 50%権限がありますよということでございますので、そのように訂正方をお願いをして、おわびをさせていただきたいというふうに思います。

さて、要旨の 5 番について、今説明がございましたが、新型コロナウイルスの影響は少なからずもないとは言えないということでございますが、大きく影響するであろうと僕は思います。執行部との考え方のずれが大きいのではなかろうかと思っております。

今現在、国が経済ということで、コロナ対策と選択をして動いておられますが、国としてもロックダウンということまでは言葉は出てきませんけれども、要するに制限はかけられたんですよね、制限は地域的に。ということは、事業を奪うことになるんですよね、短期間とはいえども。日本の国は法治国家で民主主義ですから、そういうことはあってはならないけれども、経済ということで皆さんが御理解をされているようでございますが、そのように新型コロナウイルスというのは影響力があるということなんです。冒頭にもちょっと申しましたけれども、就職率なんか物すごく低下しているんですよ。働く場所がなくなってい

る。これは現実ですもんね。そうしますと、この感染が右肩上がりなんですよ、まだまだ。いつ収束するか分からない事態で、個人消費の落ち込みが一番経済を支えているんですよ、日本は。そうしたときに、市街化地域の活性化事業に大きな影響があるのではなかろうかと僕は思います。そういったことを考えると、コロナ対策も町長はびしっとやっておられます。3密ということで、区長会等々も三、四回お休みをされているようです。それが私はいいのかなと思いますよ。感染してからは遅い、そういったことを含めたところで考えると、やっぱり個人消費の落ち方、それから零細企業の倒産も今後出てくるであろうと。働く場所がなくなる、個人消費は落ちる、そういったときにこのまま突っ走っていいだろうかと僕は思います、本当に。これは世界中のことなんですよ、新型コロナウイルスというのは。日本はまだまだいいほうなんです。しかし、やっぱり外国からのお客さんが来ない、日本からも出ない、航空会社は倒産までは行っていないけれども、500何十億円ですか、両方とも全日空も日本航空もね。佐賀の便でん止まっています。人が動かなきゃ金も動かないんで、大きな影響力を持つのが新型コロナウイルスだと思います。

そういった中で、この活性化事業についても、するなという言葉は僕は使いたくない。やっぱりそこに何らかの型式で自粛はできないだろうとか、コロナウイルスが下火になって、準備をしといて、どんと走っていくというふうなことも必要ではないのかなと、それが経営者ではなかろうかなと思っています。意見は50%、町も権限があるようでございますので、町長はしっかりとした人間だから、それは発言はしんさろう。軸は上峰町ですから、活性化事業は。会社じゃなかけんですね。あと、きちっと決まった形で会社が運営はしていくだろうけれども、いろいろな意見は今後も言うていきんさろうと思います。しかし、個人消費が落ち込んだときに本当にこのまま突っ走っていいだろうかと大きな疑問を持っておりますが、町の考えはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今後一つ予測されているというような、コロナ不況に入った場合の取扱い方というふうに御懸念されているところかというふうに思っております。

それぞれの企業様におけます体力差というのも当然ポイントになってくるんだろうなというふうには考えております。企業といたしましても、この地に出店するからにおきましては、利益を得るという確信がないと進出しにくいというのも事実だろうというふうに思っております。そういった観点からは、いわゆる業務といたしましてのテナントリーシングというものが非常に重要になってくるのではないかなというふうに考えております。出店規模企業の出店フォーマットになぞられた応諾ができるかどうかというのが一つ鍵になるだろうなというふうには思っております。

また、コロナウイルスの感染拡大によりまして、業績が落ち込んでいることばかりがクローズアップされておりますけれども、一方、業績を伸ばしている業態というのも確かに存

在をしております。例えば、通販業界であったり、ゲーム、出版、ペット関連、IT関連、食品、医薬品取扱、こういった業種に関しては堅調のように伺っております。時世に応じた意欲のある企業をいかにこの地に進出していただくようにするか、まさにテナントリーシングが大事になるというふうに考えております。

なお、余談ではありますが、町のこういった計画が内外に発出されているということもございまして、事業予定地周辺の土地におきましても、意欲のある企業が出店を検討する動きもあるように聞いております。当該事業予定地だけでなく、その周辺においてもそういった動きがあるということは、実に喜ばしい状況というふうに考えているところでございます。

以上、答弁のほうを終わります。

〇7番（吉富 隆君）

ただいま室長さんのほうから御答弁をいただきましたけれども、不景気ばかりじゃなかですよという話もございました。確かにIT関係については業績が伸びているところもございます。これは一部なんですよ。全国レベルで考えたときに、個人消費が落ち込むことについて不景気が来るんですよ。不景気になっちゃいます。そうすると、それに利益を追及していく業種によってもうかる会社もあるでしょう、しかしですね。物すごくここ何年ですかね、私が昭和15年生まれですから、ちょうど80年になりますよ。そういう中で、振り返ってみますと、オイルショックございましたよね。あのときに、赤軍派というものが、よど号事件がございましたよね。そのときも油がない、トイレットペーパーがないと、あっという間に回復なんですよ。リーマンショックもございました。ただ、コロナショックという言葉は今使われておりません。第3波もきちっとした形じゃなかですもんね。そういったことを含めたところで考えると、もう町も政策をしているように、コロナウイルスの感染については神経をとがらせているのが町長なんですよ。そういったことをすると、私どもも帰ったら、自分の用事を済ませたら、田んぼの行き来しかしません。よそに出ない。これは私ばかりかも分かりませんが、そうしますと、やっぱり個人消費というのが低迷しています。個人消費というのは莫大な力があるんですよ。そういったことを含めたところで、町の考えとしてはもうかるところもありよるばいということで、これが成り立つかということなんですよ。僕はそう思いますよ。やりかけた仕事であるから、町長も男だから、やり遂げるということについては、私もやぶさかではないと思っています。議員の一人として応援はせんばと、します、これは。しかしながら、自粛も必要ではなかろうかと、ここに来て。下準備はきちっとしておいていただいて、ああ、そろそろもうコロナが収まるなという頃にしても、準備ができておれば間に合う。来年の夏オープンということを考える必要はないだろうと僕は思っています。冒頭から申し述べてきました。そういったことを含めて、やっぱり慎重にこの物事は進めていただければと思います。町の考えをお尋ねします。

〇まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

コロナウイルスによります御懸念のほうを申し述べていただいたかというふうに理解しておるところであります。

とはいえ、1つ目なんですけれども、例えば、コロナウイルスが感染拡大しつつあります今の現在状況下におきまして、様々な社会不安があるということは承知しているところでございます。ただ一方、ワクチンの開発などにおきまして、海外においては承認の見込みが立つなど、これまでのスピード感じゃなし得なかったような世界中の英知の結集がなされているということもございます。同時に、治療薬の研究なども並行して進められておりまして、新たな希望の光が見えつつあるというのもまた一つの事実かなというふうに考えております。

2つ目、これは根本的な話になるかと思えますけれども、基本、人を寄せるということ为前提としております営業体というのはございます。例えば、小売であったり、飲食であったり、娯楽、こういったものは代表的な例かというふうに考えております。これらにつきましては、人が人として生活をしていく上で基盤となる産業形態かというふうに認識しております。3密を防ぐ、人との接触を極力避けるよう努力するということは、現在において非常に必要な努力というふうには認識しております。人と人々が全く接触しない社会というのも現実的ではないというふうにも考えております。現コロナ禍におきまして、これらの産業は苦境を強いられるところも確かにございますけれども、人が集っても感染を助長しない対策をしっかりと施し、商いとして成立はなされております。また、他の社会資本の調達制度におきまして、例えば、先ほどから出ておりますPFI制度などの例に取った場合だと、当初から計画すべき施設等については、ある程度定まった状態で発注という形を行います。このLABV方式は、その周辺のトレンドも含めまして、時代の状況に応じてプロジェクトの変更などが流動的に対応、対策が可能ということが一つの利点かというふうにも考えておりますので、時世に応じた対応というのも可能なんではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〇7番（吉富 隆君）

室長さんの考えと僕の考えというのはギャップがちょっと大きいですね。世の中、そんなに甘くないよ。厳しい状況下にある。しかしながら、やりかけたんだから、やろうとする意欲は僕も分かる。ただ、ちょっと自粛ができないかという質問をしているんで、12月もあと3週間程度で終わっちゃいます。そうすると、ある程度またコロナの状況等々が変わるだろうし、ワクチンの問題を今言われましたけれども、これも大きな問題ですもんね。そうでしょう。零下80度で輸送しなくちゃならない。日本は輸送ルートについては、マグロを運ぶことができるらしいですね。そういうテレビで放映がされておりましたが、ただ、ワクチンが1年足らずで開発したんです。普通は5年、10年かかる問題なんだけれども、ちょっと

不安が、ワクチンを打つのですかといったときに、僕は打ちきらんですね、怖い。そういう人は大きいですよ、数多くおられます。怖い。そういったことも含めたところで、ワクチンができたけん、コロナが下火になるよということは、それは保障はなかとと思います。そういったことも含めたところで、今後については特にこの中心市街地の活性化事業につきましては、様子を見ながら、若干自粛しながら、ぜひとも前に進んでいただければなと思います。そうしないと、失敗は免れない、絶対これは成功させないかん、これが基本中の基本と僕は思います。そういうことを考えると、やっぱり運営者というよりも経営感覚をぜひとも町長に持っていただいて、こうしたときはこうなる、こうなるから今はこうするべきだということが経営者感覚なんです、やっぱり莫大な金がついて回りますので、ある程度、僕たちでん、ざっと計算すれば何十億円かの金が動きますから、そういったことも含めたところで、財政も決していい町ではないので、そこら辺についてもよくよくお考えをして、先に進めていただきたいことを強く要望をして、私のこの項の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の3番、佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設について、質問要旨、ごみ処理施設及びリサイクルプラザ建設について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様こんにちは。私のほうからは、吉富議員の質問事項3、佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設について、要旨1、ごみ処理施設及びリサイクルプラザ建設についてという質問につきまして答弁いたします。

まず、ごみ処理施設建設につきましては、令和2年8月25日に次期ごみ処理施設整備運営事業建設工事請負契約締結の議会承認を受けております。工期につきましては、令和2年8月26日から令和6年3月31日までとなっております、令和6年3月末竣工、令和6年4月より供用開始の予定でございます。

リサイクル施設建設につきましては、現在、鳥栖市において建設場所の適地選定中でありまして、その後の報告はまだ受けておりません。

なお、スケジュール的に厳しい状況を鑑み、佐賀県東部環境施設組合より鳥栖・三養基西部環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合宛てに令和10年度までの使用期間延長の申入れがされており、現在、この申入れに対し両組合及び関係市町において検討、協議がなされているところでございます。

また、リサイクル施設の使用期間延長になった場合の負担金等につきましては、延長時の事業形態によっても様々なことが変わってくるかと思っておりますので、今後、協議により決定することとなっております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

課長のほうから詳しく御説明をいただきましたけれども、リサイクルプラザについては大きな問題が残っているだろうと。何も進んでいない状況にあるんですよね。そうしますと、町の負担金というのは増えるだろうと思います。そういうことも視野に入れていかざるを得ないと僕は思っていますし、そういった中で、このリサイクルプラザの場所さえまだ決まっていないね。令和6年3月31日まで期限なんですよ、鳥栖市、みやき町、上峰町が運営しているリサイクルプラザについてはね。ここですらないどがんかいという話もされておりますが、簡単に了解しませんよ、これ。金がかかります。そういったことも含めたところで、うちの財政規模というのを行政考えとかんばいかんじゃなかですか、これ財政担当は。大枠でそれなりの、町長も努力はされておると思います。こういう大きな問題、ここに負荷が大きくなる、財政はどがんなるかいという心配をします。いろいろと議長のほうも出席して頑張っておられるようでございますけれども、鳥栖市で決まったことなんですよ、これ議会で、議決事項なんですよ。それができなくなったら、鳥栖市が面倒見るべきでしょうもん、僕はそう思うよ。それを全体で見るということは、まあ考えにくいですね。そうでしょう。1市1町増えたんだから、今度。トータル的に町の負担金は減るべきだろうと思っていました。しかし、重なる部分があるけん、そこにまた負担がかかってくるですもんね。その辺、今のリサイクルプラザを使うには、そう簡単に、はい、そうですかと言うわけにはいかない。もしそれが、はい、いいですよとなったって、使用料は加算しますからね。その負担金はどうようになっていくのか、分かれば教えていただきたいですね、課長さん。

○住民課長（扇 智布由君）

吉富議員の負担金についての御質問かと思います。

延長時につきましての上乗せ経費と申しますか、そういったことに関しましては、残渣運搬費とか施設の改修費等が考えられるかと思います。そのような費用に関しまして、今後、首長会なりで決定されるものでございます。

リサイクル施設の建設費等につきましては、建設用地が決まっていない現状におきましては、設置条件等の仕様を定めることができず、プラントメーカーからの見積りを徴取することできないことから、建設費及び運営費については、現在、計画額を算定することが困難である状況でございます。今後、仕様が決まった段階で算定できるものというふうに考えております。

さらに、リサイクル施設を別の場所に建設した場合の事業費につきましても、6月議会の定例会のほうでも申し上げましたとおり、計量棟の建設費や残渣運搬費、計画作成や生活環境影響調査等の費用及び造成等の費用が別に発生するものと考えておりまして、町の負担としては今後、協議により決定されるものでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、課長から御説明いただきましたが、そのとおりであろうと思いますが、このままじつとして指をくわえていくわけにはいかない状況下にあると思います。

そこで、首長会議で決定されるでしょうということであったんで、町長さんに一言だけ、どういう状況かを説明をいただいて、そして私の質問を終わりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。非常に難しい問題とはいえども、避けて通れない、うちも組合員の町ですから、今後の対策等々もいろいろ首長は首長としてのお考えあるだろうし、1人の意見が通るか、そうでもなかろうし、そういった方向性等々が分かれば教えていただきたいし、また、首長会議がいつ頃あるのか、そういう議題で、鳥栖市が軸でやっておられるんでしょう。いつ頃あるのか、やっぱりこの負担金が増えないということであれば若干延びてもいいだろうけれども、当然これは間に合わないと思う、3年ちょっとしかないんで。ぜひとも町長さんのお答えを聞きながら、質問を終わらせていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

詳細については住民課長が答弁いたしますが、先日、みやき町のほうから現行のリサイブラの使用をしたらどうかという提案を組合議員さんがされたと承知しておりますが、これについてまだしっかりと意見が一致している状況ではないということだと思います。

以上です。

○住民課長（扇 智布由君）

議員御質問の首長会議の日程等につきましては、現在のところ、まだ詳細は決まっておりませんで、今後、みやき町なりの議会のほうとのお話を踏まえたところで、また日程が組まれるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

5番田中静雄君よりお願いします。

○5番（田中静雄君）

皆さんこんにちは。5番田中静雄です。これから3項目にわたって質問をさせていただきます。

まず1番目に、上峰町のイメージソングの活用について。

これ、イメージソング「このまちで」というのがあるのは皆さんも御承知のことだと思いますけれども、この活用について検討したのかどうか、私はこれから大いに活用すべきだと思っています。町民からも要望がありまして、どうなっとるのかいと、一つもそのイメージソングは流れてこないじゃないかと、どうなっとるのかいという御指摘を受けましたので、

この質問をすることにいたしました。

次に、2番目の農業の生産性向上についてであります。

今年は台風とかウンカの影響で、かなりの上峰町内でも被害がございました。今の私の考えですけれども、端的に言いますと、米、麦、大豆が主力の生産でございますけれども、これから上峰町の農業を支えていくためには、果実、野菜など、上峰町しかない町の特産物として県外の市場にも出荷出来るように、行政として道筋を立てて取り組んでももらいたいと思って、この質問をさせていただきます。

次に3番目に、上峰町、中心市街地活性化事業について。

既に皆さんも御承知かと思えますけれども、民間事業パートナーを募集して、14の事業者が選定されました。これで12月に入って合同会社を設立する予定ではございますけれども、当面、来年から事業が始まると思えますけれども、まず当面、来年から、1月からどういう事業の取組をやっていかれようとしているのか、その辺をお伺いをいたします。

以上、3点についてよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、上峰町のイメージソングの活用について、質問要旨、イメージソング「このまちで」の活用について検討したのか、大いに活用すべきと思うが、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、上峰町のイメージソングについて、要旨の1に関して答弁をいたします。

活用方法につきましては、各課におきましても様々な局面で検討がなされているようです。本来であれば大きなイベント時などにおいてお披露目できるような機会が望ましいと思いはしていますが、折からのコロナウイルス拡大防止観点からは、3密や飛沫感染を避ける必要もありまして、積極的に大きなイベントの実施に二の足を踏む状況下にあると考えており、タイミングを見計らう必要があるかというふうに考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○財政課長（坂井忠明君）

私のほうからは、財政課所掌分として田中議員さんの質問にお答えをいたします。

庁舎、町民センター、ふるさと学館に関しまして、各施設の固定電話の保留音の音源として活用を図ることとしております。現在、固定電話の基盤のほうを取り替える工事を発注しておりまして、この中に保留音の設定作業も含めておるところでございます。

なお、町民センター、ふるさと学館につきましては工事のほうを先行して行っておりますので、既に今イメージソングのほうが保留音のほうに使われている状態ということで、庁舎の分につきましては、いましばらくお待ちいただければというふうに考えております。

以上、答弁を終わります。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、教育課所管のほうからのお答えを申し上げます。

「このまちで」の曲が完成し、教育委員会や小・中学校で活用について協議、検討した結果、現在では次のような活用を行っております。

中学校において、上峰町のイメージソング「このまちで」を毎朝8時から約5分間、朝のホームルーム前に1年ほど前から流しております。ホームルーム開始時刻を知らせる意味、朝の爽やかなメロディーで心を落ち着かせる意味もありますが、1番は「夢を描こうこのまちで、輝こうこのまちで」という歌詞があるように、生徒たちにこのまち、上峰町で夢を描いて輝いてもらいたいという気持ちで流されております。また、音楽の授業の中で歌い、大人になっても歌える郷土の歌となるよう進めたいと考えられています。中学校での取組を参考に、小学校でもホームルーム前に児童が心を落ち着けて学習開始ができるよう校内放送で流す予定をされてあります。

なお、町民センターでも町民の方々へ「このまちで」の曲を知ってもらうために、公民館教室等、イベントが始まる前に流しており、ふるさと学館においても曲の認知度を高めるために図書館の開館前後、閉館前の時間に流しております。

以上で田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

この件については、以前にも私は質問したことがございます。その中で、室長のほうから固定電話のほうで何か使用しているという答弁があったと記憶しております。それで、私はそのときに、今はコロナウイルスの影響で不可能だと思いますけれども、町民体育大会の行進曲にも使ったらどうですかと、それとか、健康福祉課、今、3B体操があっておりますけれども、その中に、あれはリズムダンスなんですね。あれもインストラクターに振りつけをしてもらって、そして、それを3B体操に使用してもらったらどうですかと。もちろんそのまま使えなかったら作詞・作曲者、だから、歌手の方ですね、そういう人たちの了解を得て、ロック調でもいい、編曲してでも使ってはどうかということを行いました。そのときの答弁からみますと、若干、教育委員会、特に中学校でも使われているということで、進んでいるなと思いますけれども、もっとやってもらいたいんです、実は。

要は上峰町民になじんでもらいたいという考えが私はございます。ですから、今、3つの課長さんが答弁がありましたけれども、そのほかにこのイメージソングの活用について検討された課があれば答弁していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁。

○町長（武廣勇平君）

保留音、そして、中学校、小学校での活用以外に活用の方法を考えたかということだと思いますと、これは町のほうで主体的に考えたということでは実はありませんけれども、そのフェリーチェといわれる歌手の方々からの提案で、ブラス編成を行っていきたいというような提案を受けて、教育委員会につないだ経緯はあります。その後のどういふことをやっていくのかということについては把握はしておりませんが、ブラス編成曲を作り、恐らくその趣旨はブラスバンドの中学校のほうと連携して何か取組を行っていきたいという御趣旨だったと記憶をしております。

そうした御提案に対して、前向きに検討していただければよいなという期待を持っているところです。教育委員会のほうで把握していることがあれば、その後、答弁をお願いしたいと思っております。

○教育長（野口敏雄君）

ただいま町長が申されましたことについて、私のほうから説明をしたいと思います。

フェリーチェのほうから中学校の吹奏楽部用に音楽を編曲して、吹奏楽部の子供たちがいるような行事のとき、先ほども出ましたが、町民体育大会であるとか、あるいは学校の体育大会であるとか、諸行事のときに演奏できるような形に持っていけないだろうかというような御提案をいただきました。

これについては前向きに捉えているところではございますが、ただいまの時期において、ちょっと実現する見込みがないので、少し待ってもらっている状況でございます。それは、吹奏楽部の顧問の先生が、今、学校勤務をしておりません。令和2年度と令和3年度、教育センターというところに研修で出かけておりますので、臨時の先生が代替で指導してもらっていますので、その方に負担をかけるわけにはいきませんので、ちょっとその流れの中で待ってもらっている。しかし、近い将来、そういった編曲をしていただいて、吹奏楽部の財産にはしたいというふうに思っています。

それから、ちょっとこれに付随して思い出したことがあるんですが、町民センターのホールで第46回県民文化フォーラムというのがあったんですね。その開会式のときに中学校の吹奏楽部が呼ばれて、10分程度だったと思いますが、パフォーマンスをしてくれたんです。そのときに、中学生吹奏楽部のほうから発案で、いつも演奏している曲に加えて、このイメージソングをですね、アカペラでしたけれども、ステージの前に一列に並んで歌ってくれて、町外からたくさん来られた、県内から来られたお客様方にこれが上峰町のイメージソングですということで紹介をしてくれた経緯もございました。子供たちの中には、少しずつですが、根づきつつありまして、いろんなところでこれをPRもしていこう、お知らせもしていこうというような、そういう意識も芽生え始めているということも御報告しておきたいと思います。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

ただいま町長と教育長のほうから活用について若干前向きな御発言がありまして、本当にありがとうございます。

今はテレビを見てみると、上峰町の宣伝がちらっと入ってくるんですね。サガテレビ、それと、昨日は10チャンネル、KBCで見ました。ということは、県内だけじゃなくて、全国的に放送しよるのかなという感じがしましたけれども、それはそれで私はいいと思いますけれども、そのようにして上峰町外にわたって上峰町の宣伝がされております。このイメージソングも、上峰町民はもちろんのこと、町外の人も、ああ、これは上峰町のイメージソングだなと分かるような活用方法をしてもらいたいと私は実は考えとるんです。

住民からの要望でこの質問をさせてもらいますけれども、住民の方は何を言ったかといいますと、12時と5時の時報のお知らせがあります。こういうときでも活用できんのかいということでした。ああ、なるほどな、そういうところでも大いに活用できるね、それで町民に知ってもらおうということです。

私は12時と5時の時報のお知らせ以外に、いろんな連絡事項、お伝えすることが役場からございますけれども、そのときにもイメージソングを前奏曲として、ある何小節か流してもらいたいと思います。そして、上峰町民がいずれは口ずさんで、心の中で歌えるような、そういうふうな環境づくりをしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

先ほど議員から防災行政無線の昼と夕方の音のチェックの際に、このイメージソングを流してはというふうな御提案だというふうに承りました。

これについては、その音の確認ということで、今、12時と5時に鳴らしていますけれども、この音源でできるかどうかということも含めて検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○5番（田中静雄君）

このイメージソング、歌えば歌うほど味があるんですね。立派なメロディーだと私は思っています。今、3人の課長さんのほうからも当初答弁がありましたけれども、そのほかの課長さんでも何かその持ち場、立場で活用できないかということをご検討いただけて、これから大いに活用できるような環境づくりをつくってもらいたいということを要望して、この質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の2番、農業の生産向上について、質問要旨、米、麦、大豆が主力の生産だが果実、野菜など町の特産物として市場に出荷出来るよう、行政として取り組みはどうか、執行

部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

田中静雄議員御質問の質問事項２、農業の生産向上について、要旨１、米、麦、大豆が主力の生産だが果実、野菜など町の特産物として市場に出荷出来るよう、行政として取り組みはどうかについて答弁させていただきます。

水田を活用した野菜や果実など、園芸野菜の推進につきましては、暗渠排水に水位制御の機能を付加したフォアスが整備されておりますので、この活用を推進するところであり、園芸作物の生産出荷に対する助成としましては、国の産地交付金を活用し行っているところで

す。

この産地交付金の中で、アスパラ、イチゴ、キャベツ、タマネギなど作物を地域重点作物として手厚く助成し支援しており、加工用野菜の需要が増えていることもあり、二毛作としても露地野菜を作付する取組を含めて、新たに園芸作物に取り組むものを増やすため、加工用野菜の加算助成を設けて推進を図っております。

どのような園芸作物が市場で需要があり、どのような取組により効果的な支援、推進をつなげていくかについては、ＪＡ、農業改良普及センターなどと連携、協働しながら今後も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○５番（田中静雄君）

質問要旨のところの米、麦というのは、もちろん主力の生産ですけれども、今、全国でお米は大体100万トンぐらい余っとんですね。毎年余っていきよんです。それと、高齢化社会になっております。だんだん農業離れが激しくなっている。

11月27日に農林水産省が発表した2020年の農林業センサスによると、基幹的農業従事者、基幹的というのは主に農業をやっている従事者ですね、これが5年間で40万人減少したということです。65歳以上が占める割合が約70%、基幹的農業者の平均年齢は約68歳です。これは上峰町においても同じようなことが言えるんじゃないかと思います。

フォアス事業が上峰町は行われましたけれども、それを最大限に活用するために、果実とか野菜の生産も行政が主力になって、推進役となってやってもらいたいという考えがございます。果実、それから野菜についても、日本中どこでもあるんですね。これからそういうものをつくっていかうと思ったら、よそにはない、同じ果実でも上峰町に行けば立派な柿、梨、ブドウとか、上峰町に行ったら立派なものができていますよと、それが、そういうことが板についてくると、お客さんは幾らでも集まってくるんです、買いに来るんです、やっぱり上峰町のものじゃないといけないということで。

それで、加工品も含めて産業課のほうでもこれが今でも推進していくということなんで、これは口先だけじゃなくて、今でも実行に移してもらっているところがございますけれども、

さらに力を入れて、行政のほうが進め役となって取り組んでもらいたいと思います。そのためには、そういう農家の方に対しては町として補助もしていく必要もあると思います。

私は上峰町の財政で経常収支ですかね、これが大体98ぐらいあると思いますけれども、あんまりよくないですよ、どっちかというと。ワーストからどっちかといったら近いですが、佐賀県内20市町村ありますけれども。あんまり社会保障とか、そういうことをあんまり力を入れての好きじゃないですけれども、これからの先々の農業のことを考えたらもうやむを得ないと思います。いずれは上峰町の農業も衰退し、働く人もいない、ますます衰退していく一方だと思いますので、再度、産業課の課長さん、力強い意気込みをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところ、私もそのように考えるところでございます。今から米、麦、大豆の農業は厳しくなってくる。今年も米の配分がなされておりますが、「生産のめやす」という名目で出されておりますが、やはり米の生産自体も減するところで配分通知があつているところでございます。

そういったところにおきましても、やはりこの園芸作物を生産し、高収益なところにつなげるような取組が推奨されるところであり、また、町の財政も逼迫しているところもありますので、町の財源ではなく、国の自由に使えるこの産地交付金というふうな名目を町のほうでこの園芸作物に充てるというふうな計画に立ちまして、この園芸作物を推進しているところでございます。

また、特産品につきましても、この特産品につきましては、営農指導でありますとか、また、改良普及センターによります取組でありますとか、新しい品目に取り組むというふうなところの流れになりますと、町だけでは担えないところもございますので、そういったところを含めて、この3つが連携して取り組んでいきたいと。また、新しい特産品ができましたら、漏れなくこの産地交付金の活用の中に入れて、国からのお金を有効的なところで取り組んでいき、町の高収益作物、園芸作物、現状でありますとアスパラ、イチゴ、タマネギでありますとか、そういうふうなところが根づいておるところでございますが、さらにこれを推進もかけまして、また、新しい特産品についても取り組んでいきたいというふうなところで考えるところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

先ほどから産業課長さんのほうから加工品、加工物も含めて答弁がございました。それで、考え方を若干伺いたいと思います。

どこでも果実類はありますけれども、さっきも言ったように、上峰町の果実はすばらしいもんだということが広まっていけば、いっぱい人が集まってくるんですね。それで、3番の

中心市街地にも若干影響というか、ありますけれども、道の駅についてお伺いをいたします。

道の駅にももちろん農産物の出荷があると思いますけれども、地方創生でというのがありましたね。上峰町の取組、平成29年だと思いますけれども、道の駅構想というのがありました。それでいきますと、今年の2020年7月から12月までの間はオープンということになったんですね。開業ですよ、オープンということだった。もちろんイオンさんの撤退の影響で話は若干変わったかと思いますが、その地方創生の構想を練ったときに、加工物ができるというか、いろんなしけん機みたいな、絞り機とか何かいろいろあると思いますけれども、そういう加工食品ができるようなことも考えていこうという発想だったと思います。

今度の中心市街地の道の駅のことでも、そういう考え方というのは今でも変わっていないのかどうか、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

すみません、道の駅の件かというふうにお承りしました。ですが、言われている施設に關しましては、従来からこの議会の中でもいろいろやり取りがなされていますように、道の駅というよりも、いわゆる地域振興施設の件かなというふうに思っております。

これに關しましては、今、私どものほうで民間事業パートナーさんを募集したときにおけます開発水準一覧、この中にも地域振興施設という項目は中に入っておりますので、そこは一応の一つの要件といいましょうか、一つの希望する施設ということでのけいじょうはしているところでございます。

実際の中身につきましては、中で合同会社のほうでいろいろ検討されるかというふうに思っていますので、そういった形の流れになるんだろうなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、上峰町、中心市街地活性化事業について、質問要旨、民間事業パートナーを募集し14の事業者が選定された。来年からの事業着手の内容はどうか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項3、上峰町、中心市街地活性化事業について、要旨の1に關して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいというふうに思います。

現在、準備会の中でも進めておくべき事務等につきまして協議をしております、コンセンサスを得るべく協議を行っているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、町が単独で示すということではなく、合同会社における協議を経て示すべきと考えています。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

来年からの事業の当面の進め方には、合同会社が設立されて、そこで検討されていくと、そういうような答弁だったかと思えますけれども、もちろんそこでやられると思えますけれども、町としての考えはどうかということが知りたかったですね。町としてのどういう考えを持っているのか。やっぱり土地を提供して、何かパーセントでは50%、50%と言いますが、それだけ提供して、それで上峰町の発言力が出てくると思えます。やっぱり合同会社がリーダーシップを取っていくんですかね。その中に上峰町も入るとるわけでしょう、行政も。上峰町が50%の出資をするということは、それだけの発言力がかなり高いと思えます。だから、まずは合同会社と、人がと、よそのことを言わなくて、上峰町はどう考えているかということがまず大事じゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現段階におきましては、会社の設立まで至っておりません。ある程度のイメージベースに基づきまして、町のイニシアチブによりこれまでスケジュール感というのを出してきたところでは。

合同会社が設立されれば、事業体としての器が形成されることになります。この器がスケジュールの枠組みを含めた開発の実務を担っていきます。そのため、合同会社設立後の細かいスケジュールまで町がいろいろ出してしまうことによりまして、合同会社の自主性を阻害してしまうおそれがありますため、発出していないという理由でございます。

合同会社では、町を含めまして選考されました企業パートナーが協議しながら、進捗スケジュールやプロジェクトごとに事業発注する必要があるため、入札業務とか、こういったものも協働してやっていくというような形になりますので、50%の意思決定権限を町のほうが持っているがゆえに、そういったところも非常に一緒に協働してやっていくということを醸し出していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

あまり行政のほうから発言力が——発言力っておかしいですね。あまり過ぎると、どうも合同会社の何らかの影響が出てくるのか、なかなか明快な答弁はできないと私は思いますが、どうもそのようでございます。

では、町民の多くの方の声になると思えますけれども、よく質問をされます。中心市街地はどうなっとんかいと、どんなとんや、どない進みよんかいということ。そう言われますので、私は今、募集があつて、もちろん参加事業者が決まり、その中で合同会社をつくって、

そこでこれからことが検討されていくんじゃないのと言ったら、今度は何を言うかと言ったら、いつまでかかっとなかいということを使う。それを言われます。そう言われても、言われたら私は言い返せないんですけど、もうちょっと待っとかんね、そのうち分かってくるさいということしか言えないです。私もイメージというのが分からないんです。

だから、全体の構想ができないと、町民の方々はなかなかイメージとして湧いてこないだろうと思います。その辺のイメージが分かるようになるには、大体いつ頃になるんでしょうかね。いつまでたってもイメージが湧かない、どうなっとなかいと質問されるようではちょっと困ります。その辺の構想ができたなら、もちろん行政のほうから町民に明らかにする必要があると思いますけれども、構想ができるのは大体いつ頃を予定されているのか、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いつ頃かという問いでしょうけれども、なかなかそこに対しては私もお答えすることができないと思います。

ただ、やるべきことというのは分かります。当然、設計をしていかなきゃいけませんので。あの地をどういう形でしていくかという設計が、合同会社が立ち上がった後に業務として入ってまいります。その中で出てくるランドデザイン、それであったり、開発行為なんにも当然行かなきゃいけません。ですので、そういった手続、それを併せることによりまして、後には詳細設計という形が流れとしてあるものというふうに考えております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

この中心市街地の活性化事業について二、三点、個々に質問をさせていただきます。

以前から無償譲渡ということがよく言われてきました。報道では、つい最近まで無償譲渡というのが記事が載っとなですね。私は以前から、従来から、無償譲渡というのは私はあり得ないと思っていました。今でも思っています。今度、追加議案で何か出ておりますけれども、その内容は分かりませんから何とも言えませんが、その無償譲渡というのはあり得ないと私が思っているのは、2つの理由がございます。

イオンさんがあの広大な土地、建物を無償譲渡するとか、ちょっと考えられないんです。それが1点。もう一つ、2点目は、あのイオン跡地、どれくらいですかね、面積にしたら3,900平方メートルでしたかね。―――【発 言 取 り 消 し】―――

―――だから、個人地権者の取り扱いというのはどうなるんでしょうか、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まず、1点目がどういう形なのかということなんでしようけれども、新聞報道ではいろいろ記者さんたちが、自分たちが思い思いに書いてあられますので、実態的にはちょっとその

表現がばらばらなんだろうなというふうに考えているところでございます。実際は寄附です。実際は寄附になります。無償譲渡というのは寄附という形になります。

もう一点です。個人地権者に関しましては、個人地権者の土地は混在していないというふうに理解しております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

個人地権者はいない、そういうことは理解していないということですが、もちろんこの地図というのは全員協議会で説明されたときの一つのコピーですが、もちろんこれはパソコンで描かれていると思いますけれども、――〔発言取り消し〕――

イオンが撤退する二、三年前ですね、それまでもずっとイオンとの契約が20年間の契約でなされております。それがイオンが撤退する二、三年前に20年間で来ました。イオンが撤退するということが分かって、イオンさんのほうから今までどおりお付き合いをさせていただきます、心配しないでくださいということなんです。――

――〔発言取り消し〕――

それで、イオンが撤退する2年ぐらい前に20年間の期間が来て、さらに20年の契約を結んであるわけですよ。だから、そういうことがあるもんだから、私は絶対に無償ということはあり得ないということで、それが一つの理由なんです。だから、その辺は実際にあるのかどうか。本人があると言っていますから。私じゃないですよ。その地権者ですよ。その辺を一遍、行政としても一つ一つ石橋をたたいて、後からどうのこうのならんように、失敗せんようにやっていかなきゃいかんと思いますので、その辺は後で調べてもらいたいと思います。

以上です。どうですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

再度申し述べますが、個人様の土地に対しては譲渡の対象地にはなってございません。譲渡の対象地は全てイオン九州株式会社が所有しているもののみでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

個人の土地はないということなんで、そういう答弁の繰り返しでございますけれども、これを今押し問答しとっても何の意味も進みませんので、これで省きますけれども、――〔発言取り消し〕――。

それからもう一点、個々に質問させていただきますけれども、イオンの建物、これは解体する予定なのかどうかね。解体するのかもしれないのか、その辺の行政の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

これもまた合同会社のほうで決定をしていくことになります。

○5番（田中静雄君）

この件については、合同会社で何か検討して決めるようなお話ですけれども、上峰町が土地を提供するわけでしょう。そこで、土地を提供する前に、建物を解体するかしないかというのは合同会社でするんですかね。ちょっと私には理解できないんですけれども。

ということになると、これも押し問答をしても何の意味もありませんので、省きます。これ以上は質問をしませんけれども、そしたら、一応予定が、オープンは2021年の夏にオープンということになっておりました。遅れているんじゃないかという今まで御意見もございましたけれども、大きく遅れているとは言えないと。ということは、若干遅れていると。だから、解体する、解体しないによっては大きくオープンの時期がずれてくるんですよ。今から合同会社でどうのこうのていったら、もし解体するということがなったらとてもやないですね。来年の夏、もうすぐですね。夏にオープンなんかできませんよ。

だから、一応来年の夏にオープンと、一応希望的観測だろうと思いますけれども、それにあまりとらわれて、急ぐあまりに失敗を繰り返さないように、慎重にやってもらいたいというのが私の考えでございます。

そこで、質問をいたしますけれども、オープンしたときに、要は以前は買物難民とかいろいろ言われておりますけれども、最近はやっと下火になったようでございます。要はあの地域に、生活用品がそこに行けばある程度のことはそろそろ、生活用品も心配することはありませんよと、そういうような店というか、商店の進出ということもあるんでしょうか、どうでしょうか。これも合同会社で検討するんでしょうか。ちょっと何でも合同会社、合同会社と言われてもちょっとね、町民に対して説明を私もしかねる。役場に聞いてくださいと言わないかんようになってくるので、どうか行政としての考え方をひとつお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いわゆる商業施設のことだというふうに思っております。商業施設に関しましても、開発水準一覧の中には盛り込んでおりますので、そういったところは当然検討していくべきというふうに考えております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

最後の質問ではありません。要望として終わりたいと思います。

私は町の活性化を推進していくためには、中心市街地の活性化というのは大賛成でございます。しかし、これには大きなお金が伴うだろうと思います。だから、次から次に、今度はこういうことがあって、それも予算化せないかん、いろんなことを予算化していかなきゃいかん、今の状態でしたらそういうことが出てくるんだろうと思いますから、失敗を繰り返さ

ないように、後ずさりをしないように、ひとつ慎重に考え、取り組んでもらいたいと思います。

以上、私の要望を伝えて、終わります。答弁はよろしいです。これで私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦労さんでした。

午後 4 時 5 分 散会